資料５

平成２６年度
製品安全政策に関する取組状況について

平成２７年５月２２日
経済産業省
商務流通保安Ｇ
製品安全課

はじめに

重大製品事故報告・公表制度は、重大製品事故の情報を社会全体で共有することで、製品事故被害の再発・拡大を防止することを目的として、平成１９年５月１４日に創設された。

平成２１年９月１日の消費者庁の創設により、重大製品事故報告の受理・公表を消費者庁が担当し、事故原因究明・再発防止策等を経済産業省が担当することになった。

本制度は、消費生活用製品の製造・輸入事業者に対し、その製造・輸入に係る消費生活用製品に重大製品事故（死亡事故、重傷病事故、後遺障害事故、一酸化炭素中毒事故、火災事故）の発生を知ったときは、１０日以内に当該製品の「名称」、「型式」、「事故の内容」等を内閣総理大臣に報告することを義務付けている。

製品事故情報を収集・公表して広く社会に周知することで、類似の重大製品事故の防止を図るものであり、公表された情報については、経済産業省のウェブサイト「製品安全ガイド」に掲載している。

製品安全ガイド(http://www.meti.go.jp/product_safety/index.html)

上記制度と併せ、経済産業省は、 事業者に対して、(独)製品評価技術基盤機構（ＮＩＴＥ）に非重大製品事故を前広に報告するよう要請しており、ＮＩＴＥは事業者からの報告に加え、各地の消防機関からの製品火災情報、消費生活センター等から情報収集を図り、収集した情報を事故データベースとして構築している。経済産業省は、重大製品事故報告及び非重大製品事故情報を併せて、安全対策の検討に活用している。

Ⅰ章　製品事故の発生状況

１．重大製品事故報告の受付・公表状況 6

（１）重大製品事故の受付状況 6

（２）重大製品事故の公表等処理状況 12

（３）製品事故調査判定合同会議（第三者委員会）の活動状況 14

２．重大製品事故が多発している製品の原因等分析 16

（１）　電気製品 16

（２）　燃焼器具 26

（３）　その他の製品 37

３．リコール未対策品の重大製品事故の発生状況 45

（１）事業者の自主リコールの状況 45

（２）リコール未対策品による重大製品事故の発生状況 46

（３）リコールフォローアップの実施状況 49

（４）事業者のリコール追加対策の取組状況 49

４．経年劣化対策（長期使用製品安全点検・表示制度） 55

（１）点検制度の対象品目 55

（２）表示制度の対象品目 56

（３）対象製品以外で注目する製品 57

（４）対象品目の見直し状況 58

（５）点検制度の施行状況について 60

５．ＮＩＴＥの製品事故情報収集の状況 65

（１）平成２６年度の製品事故情報収集の概要 65

（２）平成２６年度の事故情報上位品目 67

（３）非重大製品事故情報の活用状況 67

（４）ＮＩＴＥにおける製品事故の未然防止対策の取組状況 67

Ⅱ章　製品事故の未然防止・再発防止のための対策

１．経済産業省の取組 68

（１）製品事故の再発防止に向けた取組 68

（２）重大製品事故調査の充実に向けた取組 68

２．事業者等の自主的取組 69

（１）関係事業者団体等による注意喚起等 69
（２）　関係事業者との連携による製品安全対策の推進 69
（３）　事業者による自主的取組の促進 69

３．消費者に対する注意喚起 71

（１）　ＮＩＴＥの定期プレス公表による注意喚起 72
（２）広報資料・リーフレット等の作成・配布による注意喚起 72
（３）製品安全セミナー、製品安全総点検週間における周知 73
（４）政府広報等を活用した注意喚起 73
（５）消費者教育（小学校高学年向け） 74

４．国際連携の状況 75

（１）国際的な枠組みでの取組 75
（２）多国間の枠組みでの取組 75
（３）中国との取組 75
（４）米国との取組 75

Ⅰ章　製品事故の発生状況

１．重大製品事故報告の受付・公表状況

（１）重大製品事故の受付状況

平成２６年度の重大製品事故の受付件数は８９２件で、昨年度（９４１件）と比較して４９件減少した。

機器別の受付状況は、ガス機器が１２４件（全体に占める比率１４％）、石油機器８２件（同９％）、電気製品５２６件（同５９％）、その他１６０件（同１８％）であった。

また、被害別の受付状況は、死亡３３件（全体に占める比率４％）、重傷１６２件（同１８％）、一酸化炭素中毒５件（同１％）、火災６９２件（同７７％）であった。

平成１９年５月の創設から２年間は、受付件数に大きな変動があったが、３年目の平成２１年度から平成２３年度は、概ね１，１５０件前後で推移していた。その後、平成２４年度～平成２６年度は受付件数に減少傾向が見られる。また、機器別・被害別の内訳は、個別製品の事故による増減はあるものの、全体的な傾向に大きな変化はない。

＜平成２６年度の機器別・被害別の受付件数＞

	死亡	（うち火災による死亡）	重傷	（うち火災による重傷）	火災	一酸化炭素中毒	後遺障害	計
ガス機器	4	(3)	5	(0)	112	3	0	124(14%)
石油機器	9	(9)	2	(2)	70	1	0	82(9%)
電気製品	8	(8)	16	(1)	501	1	0	526(59%)
その他	12	(0)	142	(0)	6	0	0	160(18%)
合　計	33 (4%)	(20)	162 (18%)	(3)	692 (77%)	5 (1%)	0 (0%)	892 (100%)

注）：被害件数の合計を受付件数の合計数に一致させている。このため、

・「火災」の件数からは、「火災」かつ「死亡」（20 件）、「火災」かつ「重傷」（3 件）の数字を差し引いている。火災事故報告された受付件数では 715 件となる。

・「一酸化炭素中毒」の件数からは、「一酸化炭素中毒」かつ「死亡」、「一酸化炭素中毒」かつ「重傷」の数字を差し引いている。

・「死亡」かつ「重傷」の事故は、「死亡」のみを計上している。

平成 26 年度の受付件数のうち、同一の事故において、複数製品の報告があった場合の重複を除去した後の人的被害は、死亡 42 名、重傷 168 名、一酸化炭素中毒 7 名、後遺障害 0 名であった。また、同一の事故において、複数製品の報告があった場合の重複及び報告後、火災扱いでなかったことが判明した事故を除去した物的被害件数は、695 件であった。

＜平成１９年度から平成２６年度の受付件数＞

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
ガス機器	189(16%)	218(16%)	201(17%)	199(17%)	164(14%)	148(14%)	120(13%)
死亡	<16>	<12>	<5>	<7>	<9>	<3>	<5>
重傷	<12>	<11>	<14>	<13>	<11>	<16>	<7>
火災	<151>	<182>	<174>	<175>	<144>	<127>	<106>
一酸化炭素中毒	<10>	<13>	<8>	<4>	<0>	<2>	<2>
後遺障	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>
石油機器	163(14%)	202(14%)	180(15%)	140(12%)	172(15%)	126(12%)	126(12%)
死亡	<9>	<15>	<16>	<11>	<12>	<13>	<7>
重傷	<3>	<7>	<4>	<3>	<4>	<4>	<4>
火災	<146>	<178>	<157>	<124>	<156>	<106>	<115>
一酸化炭素中毒	<5>	<2>	<3>	<2>	<0>	<3>	<0>
後遺障	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>
電気製品	595(50%)	751(53%)	572(49%)	565(50%)	606(52%)	597(55%)	574(61%)
死亡	<21>	<14>	<6>	<12>	<11>	<13>	<9>
重傷	<26>	<53>	<27>	<21>	<30>	<34>	<25>
火災	<544>	<683>	<538>	<532>	<565>	<549>	<540>
一酸化炭素中毒	<3>	<0>	<1>	<0>	<0>	<1>	<0>
後遺障	<1>	<1>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>
その他	243(20%)	241(17%)	219(19%)	237(21%)	227(19%)	206(19%)	121(13%)
死亡	<27>	<18>	<20>	<20>	<27>	<17>	<5>
重傷	<186>	<184>	<173>	<190>	<172>	<169>	<109>
火災	<28>	<34>	<23>	<27>	<27>	<19>	<7>
一酸化炭素中毒	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<1>	<0>
後遺障	<2>	<5>	<3>	<0>	<1>	<0>	<0>
合　　計	1,190(100%)	1,412(100%)	1,172(100%)	1,141(100%)	1,169(100%)	1,077(100%)	941(100%)

注）：被害件数の合計を受付件数の合計数に一致させている。このため、
・「火災」の件数からは、「火災」かつ「死亡」、「火災」かつ「重傷」の数字を差し引いている。
・「一酸化炭素中毒」の件数からは、「一酸化炭素中毒」かつ「死亡」、「一酸化炭素中毒」かつ「重傷」の数字を差し引いている。
・「死亡」かつ「重傷」の事故は、「死亡」のみを計上している。

＜平成１９年度から平成２６年度の受付件数（続き）＞

	平成26年度
ガス機器	124(14%)
死亡	<4>
重傷	<5>
火災	<112>
一酸化炭素中毒	<3>
後遺障	<0>
石油機器	82(9%)
死亡	<9>
重傷	<2>
火災	<70>
一酸化炭素中毒	<1>
後遺障	<0>
電気製品	526(59%)
死亡	<8>
重傷	<16>
火災	<501>
一酸化炭素中毒	<1>
後遺障	<0>
その他	160(18%)
死亡	<12>
重傷	<142>
火災	<6>
一酸化炭素中毒	<0>
後遺障	<0>
合　　計	892(100%)

注）：被害件数の合計を受付件数の合計数に一致させている。このため、
・「火災」の件数からは、「火災」かつ「死亡」、「火災」かつ「重傷」の数字を差し引いている。
・「一酸化炭素中毒」の件数からは、「一酸化炭素中毒」かつ「死亡」、「一酸化炭素中毒」かつ「重傷」の数字を差し引いている。
・「死亡」かつ「重傷」の事故は、「死亡」のみを計上している。

① 受付件数上位品目

＜平成２６年度　電気製品の受付状況＞

平成２６年度の受付件数上位５品目

1　エアコン 47 件（うち室外機は 22 件）、2　照明器具 35 件、

3　延長コード 31 件、4　電気ストーブ 28 件、5　パソコン 26 件

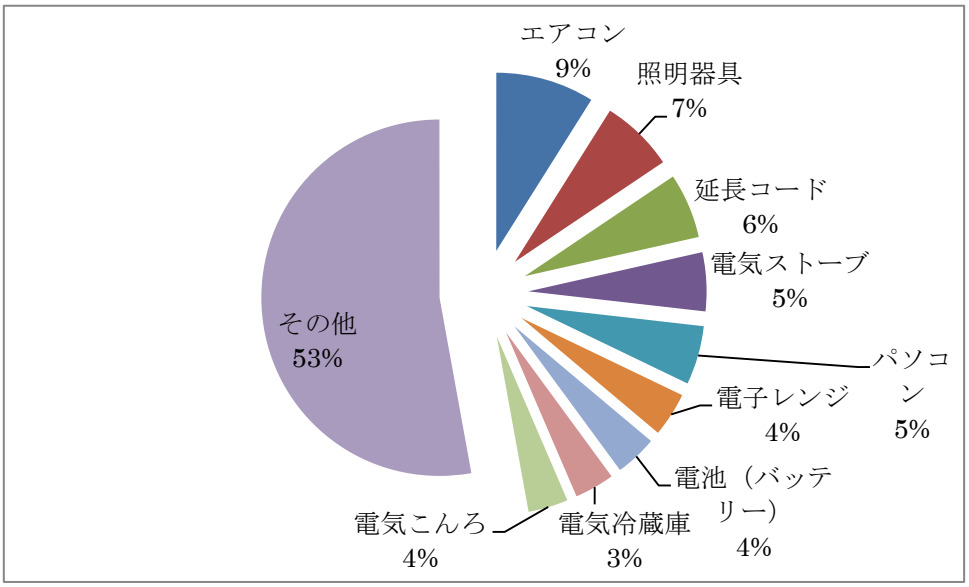

電気製品では、平成１９年度以降、「エアコン」の受付件数が最も多く、次に「電気ストーブ」が続いていたが、平成２６年度は「照明器具」の受付件数が２位となり、「延長コード」、「パソコン」が上位品目となった。

＜電気製品の上位５品目の推移＞

	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数
1	エアコン	82	エアコン	61	エアコン	65	エアコン	63	エアコン	47
2	電気ストーブ	43	電気ストーブ	52	電気ストーブ	48	電気ストーブ	45	照明器具	35
3	電子レンジ	35	照明器具	50	電気冷蔵庫	30	電子レンジ	37	延長コード	31
4	電気冷蔵庫	31	電気冷蔵庫	33	電子レンジ	28	電気冷蔵庫	34	電気ストーブ	28
5	照明器具	27	電子レンジ	25	電気洗濯機	23	扇風機	28	パソコン	26

＜平成２６年度　燃焼器具の受付状況＞

平成２６年度の受付件数上位５品目

１　ガスこんろ 49 件、２　石油ストーブ 40 件、３　ガスふろがま 27 件、

４　石油給湯機 19 件、５　石油ふろがま 12 件

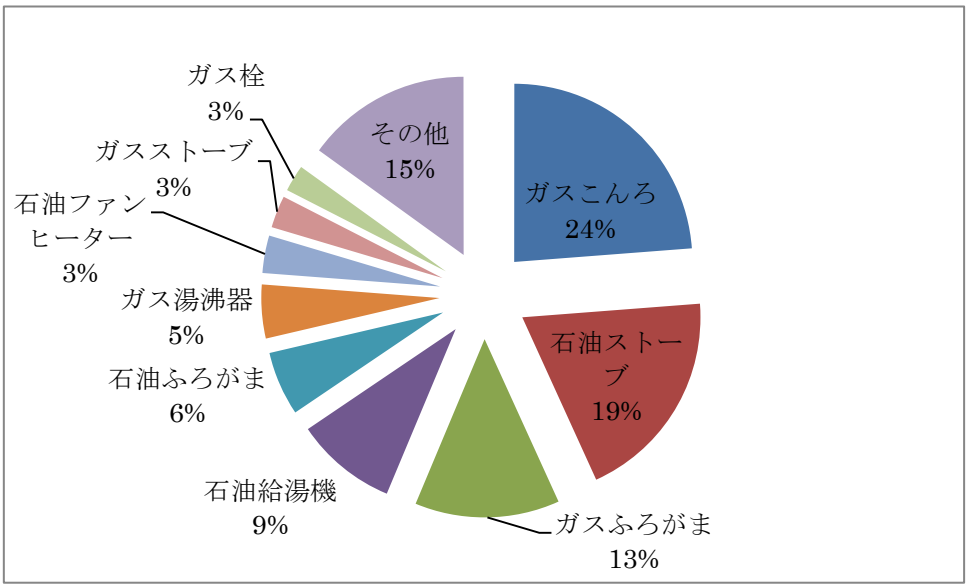

燃焼器具では、平成２４年度以外は、「ガスこんろ」の受付件数が最も多い。また、「石油ストーブ」がそれに次ぐ受付件数となるケースが多い。他に、「石油ふろがま」「石油給湯機」「ガスふろがま」「石油ファンヒーター」が上位となる傾向が続いている。

＜燃焼器具の上位５品目の推移＞

	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数
1	ガスこんろ	98	ガスこんろ	70	石油ストーブ	57	ガスこんろ	54	ガスこんろ	49
2	石油給湯機	48	石油ストーブ	69	ガスこんろ	52	石油ストーブ	45	石油ストーブ	40
3	石油ストーブ	48	石油給湯機	45	石油給湯機	36	石油給湯機	43	ガスふろがま	27
4	ガス湯沸器	31	石油ふろがま	26	ガスふろがま	30	ガスふろがま	23	石油給湯機	19
5	ガスふろがま	23	石油ファンヒーター	25	石油ファンヒーター	19	石油ふろがま	16	石油ふろがま	12

＜平成２６年度　その他の製品の受付状況＞

平成２６年度の受付件数上位５品目

1　自転車 30 件、2　脚立・踏み台・はしご 21 件、3　いす 16 件、
4　靴 7 件、5　なべ・やかん 6 件

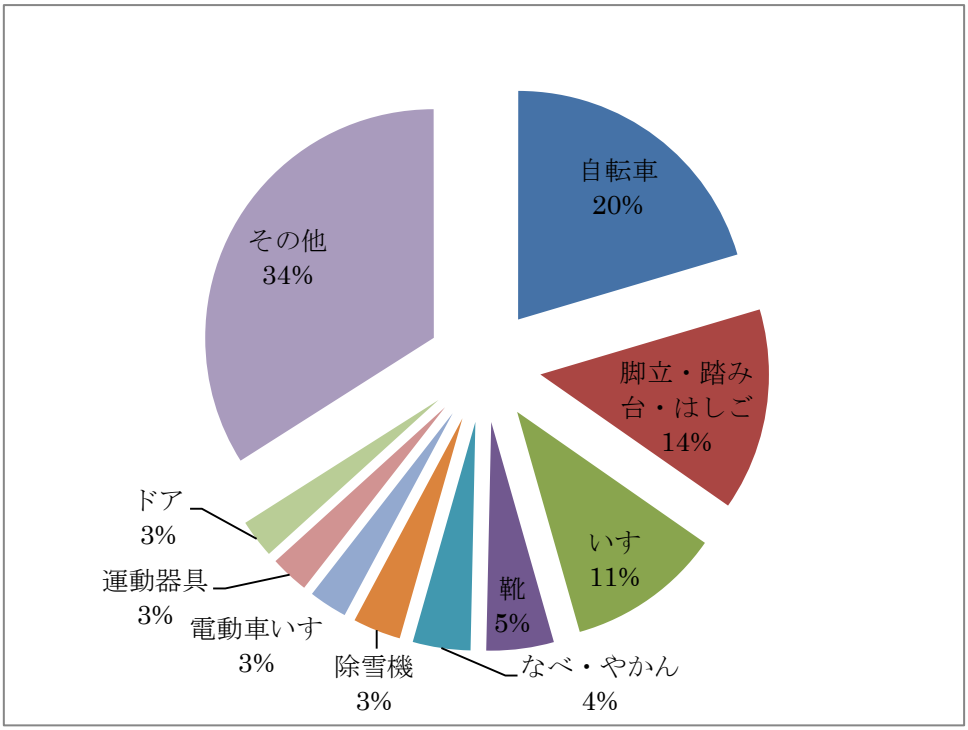

その他の製品では、平成１９年度以降、自転車の受付件数が最も多く、平成２２年度以降、脚立が次に多い。平成２２年度以降、「自転車」「脚立等」「いす」「靴」が上位４品目となっている。

＜その他の製品の上位５品目の推移＞

	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数
1	自転車	32	自転車	32	自転車	24	自転車	22	自転車	30
2	脚立等	19	脚立等	22	脚立等	22	脚立等	20	脚立等	21
3	いす	16	靴	13	靴	18	いす	11	いす	16
4	靴	14	いす	13	いす	17	靴	10	靴	7
5	自転車用幼児座席	13	介護ベッド用手すり	11	電動車いす	14	湯たんぽ	8	なべ・やかん	6
5	―	―	―	―	湯たんぽ	14	―	―	―	―

② 生産国別の受付件数

平成２６年度の生産国別の受付件数は、国産が５０１件（５６％）、外国産が３８９件（４３％）、生産国不明が２件（１％）であった。外国産を国・地域別

でみると、中国３１５件（３５％）、韓国１５件（２％）、台湾１５件（２％）、タイ２７件（１％）等であった。

外国産の事故の割合は年々増加しており（１９年度：２３％、２０年度：２８％、２１年度：３０％、２２年度：３１％、２３年度：３６％、２４年度：３９％、２５年度：４０％、２６年度：４３％）、外国産のうち、中国産の割合が突出して高く、電気ストーブ、電子レンジ、自転車等の件数が多い。

＜平成２６年度の生産国別の受付件数＞

	国　産	外国産	中　国	台　湾	韓　国	タ　イ	その他	不　明	計
ガス機器	112 (90%)	12 (10%)	3 (3%)	0 (0%)	3 (3%)	0 (0%)	6 (4%)	0 (0%)	124
石油機器	81 (99%)	1 (1%)	1 (1%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	82
電気製品	253 (48%)	272 (51%)	229 (43%)	5 (1%)	10 (2%)	10 (2%)	18 (3%)	1 (1%)	526
その他	55 (34%)	104 (65%)	82 (52%)	10 (6%)	2 (1%)	0 (0%)	10 (6%)	1 (1%)	160
合　計	501 (56%)	389 (43%)	315 (35%)	15 (2%)	15 (2%)	10 (1%)	34 (3%)	2 (1%)	892

（２）重大製品事故の公表等処理状況

重大製品事故報告・公表制度の創設後、平成１９年度から平成２６年度まで受け付けた８，９９４件のうち、対象外の案件（消費生活用製品に非該当、危害の内容が非該当）を除く、８，８６８件が消費者庁から公表された。

“ガス・石油機器に係る事故”及び“ガス・石油機器以外の機器に係る事故で製品起因が疑われるもの”については、５営業日以内に「事業者名」、「機種・型式名」が公表されるが、これまでに累計４，４４８件が公表された。また、“ガス・石油機器以外の機器について事故原因を調査中のもの”は、「製品名」、「事故概要」のみが公表されるが、平成２６年度末時点で２７９件が調査中であった。最終的に、事故原因が製品起因では無いと判断されたものを除き、全ての案件について、「事故原因」、「事業者名」、「機種・型式名」が公表される。

報告受付時の審査又は原因究明調査の結果、製品起因ではないと判断された案件については、製品事故調査判定合同会議において判断の妥当性が審議される。これまでに製品起因ではないと判定されたものは累計４，０８４件で、「製品名」、「事故概要」が公表されている。

＜重大製品事故公表等処理状況＞

	事業者名・型式公表	製品名・事故概要を公表		他省庁送付案件	重複・対象外	計
		原因調査中	製品事故には非該当			
ガス機器	408	-	933	0	23	1,364
石油機器	644	-	536	0	11	1,191
電気製品	2,756	191	1,771	2	64	4,784
その他	640	88	844	55	28	1,655
合　計	4,448	279	4,084	57	126	8,994

「事業者名」「型式」を公表した４，４４８件のうち、機器別に累計受付件数が多い品目は、以下のとおり。

＜電気製品：２，７５６件＞

	製品名	件数		製品名	件数
①	エアコン	258	⑥	扇風機	147
②	電気ストーブ	231	⑦	照明器具	137
③	電気こんろ（ＩＨ含む）	195	⑧	テレビ（ブラウン管、液晶等）	113
④	電気冷蔵庫	177	⑨	電気洗濯機	94
⑤	電子レンジ	170	⑩	電気洗濯乾燥機	72

＜燃焼器具：１，０５２件（ガス機器４０８件、石油機器６４４件）＞

	製品名	件数		製品名	件数
①	石油給湯機	304	⑥	石油ファンヒーター	75
②	石油ストーブ	155	⑦	ガス湯沸器	64
③	ガスふろがま	115	⑧	カセットこんろ	23
④	ガスこんろ	106	⑨	ガス栓	17
⑤	石油ふろがま	93	⑩	油だき温水ボイラ	15

＜その他の製品：６４０件＞

	製品名	件数		製品名	件数
①	自転車	88	⑥	なべ・やかん	21
②	いす	71	⑦	自転車用幼児座席	20
③	電動アシスト自転車	34	⑧	ライター	17
④	電池・充電池	24	⑨	介護ベッド用手すり	15
⑤	靴	21	⑩	湯たんぽ	15

なお、平成１９年度から平成２６年度までで、調査が終了した案件を事故要因別に分類したところ、経年劣化を含め製品に起因する事故は、全体の３２％。

設置・修理不良、誤使用・不注意及び非製品起因（例えば他の製品火災のもらい火等）等、製品自体に起因しない事故は、全体の５１％となっている。

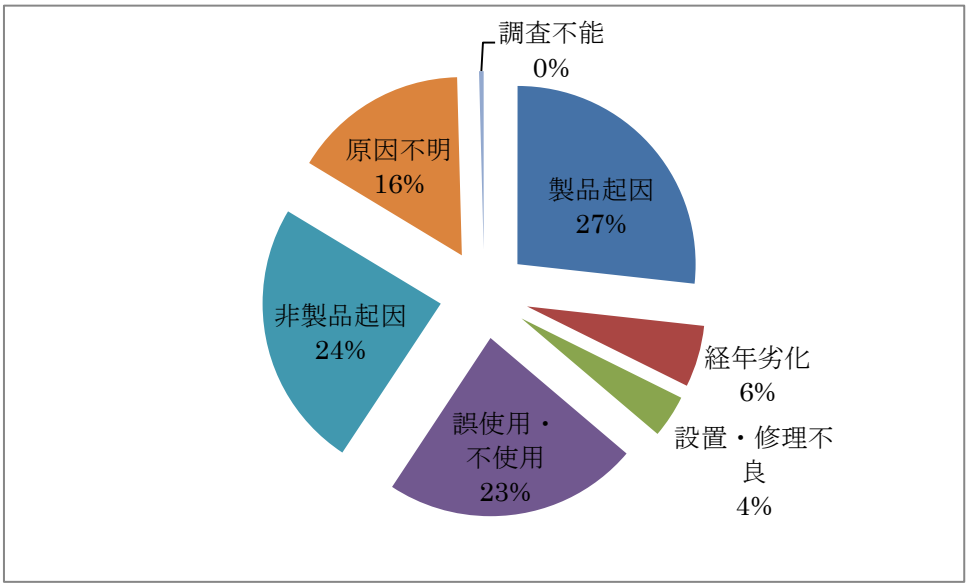

製品起因	経年劣化	設置・修理不良	誤使用・不使用	非製品起因	原因不明	調査不能
2208	457	08	1841	1987	1318	33
27%	6%	4%	23%	24%	16%	0%
32%		51%			16%	

（３）製品事故調査判定合同会議（第三者委員会）の活動状況

平成１９年４月３日に開催された消費経済審議会製品安全部会において、以下の事項を審議・判断することを目的として製品事故判定第三者委員会が設置された。平成２７年３月２６日に開催された消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会との合同会議（略称：製品事故調査判定合同会議）までに、４，８７５件が審議された。

- 消費生活用製品安全法（以下「消安法」という。）に基づく製品事故報告において、「製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故」であるか否かに関すること。
- 消安法に基づき報告された重大製品事故のうち、製品起因であるか否か不明な事故について、メーカー名、型式名等を公表するにあたって、製品起因が

主原因であるとは言えないとする判断の妥当性に関すること。

- 重大製品事故報告・公表制度の運用の適切性に関すること。等

平成２６年度は、合同会議が３回開催された。

第１回　平成２６年　７月３１日（木）

第２回　平成２６年１２月　９日（火）

第３回　平成２７年　３月２６日（木）

- 製品起因による事故ではないと判断した案件及び重大製品事故ではないと判明した案件（３件）
- 原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断した案件（４３７件）
- 原因究明調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件（１０４件）

２．重大製品事故が多発している製品の原因等分析

平成２６年度の受付件数上位５品目について、平成１９年度から平成２６年度までの累計受付件数のうち、「事故原因が判明した件数（原因不明、調査中を除く）」から、リコールを実施して個別製品の対策が講じられている「リコール同一原因の事故件数」を除いたものについて、事故原因区分及び主な事故原因等の整理・分析を行った。

＜事故原因区分＞
【製品起因】：設計不良、製造不良、経年劣化等、製品に起因するもの
【誤使用･不注意等】：誤使用・不注意等、製品に起因しないもの
【設置･修理不良等】：設置、修理不良等、製品に起因しないもの
【非製品起因】：その他、製品に起因しないもの

（１）　電気製品

① エアコン（室外機含む）

累計受付件数５３１件（うち室外機が２８２件）のうち、事故原因が判明した４９９件から、リコール同一原因の事故件数５３件を除く、４４６件について整理・分析を行った。

＜エアコン（室外機含む）の受付件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
71	81	61	82	61	65	63	47

合　計
531

＜エアコン（室外機含む）のリコール同一原因の事故件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
3	5	8	9	6	6	9	7

合　計
53

４４６件中、「製品起因」が９６件（２８％）で、主な事故原因は、電源用コネクター端子間のトラッキングやコンデンサーの経年劣化の影響によるものであった。他方、「非製品起因」が１９８件（５７％）と最も多く、たばこの不始末や他の出火源からの延焼が主な事故原因であった。

＜エアコン（室外機含む）の事故原因区分別件数と主な事故原因＞

事故原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	94 (27%)	・電源用コネクター端子間のトラッキングが影響 ・コンデンサーの経年劣化が影響
【誤使用･不注意等】	12 (4%)	・故障状態を知りながら使用を継続したことが影響 ・使用者自身による修理・改造が影響
【設置･修理不良等】	44 (13%)	・室内機と室外機の中継線の不適切な設置が影響 ・コンセントや電源プラグを改造したことが影響
【非製品起因】	192 (56%)	・たばこの不始末 ・他の出火源からの延焼によるもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、平成２３年度までは「製品起因」が３０％を中心に２０％～４０％の間で推移していたが、平成２４年度、平成２５年度は２０％台に減少し、「製品起因以外」の原因が７０％を占めた。

製品起因の事故は、コンデンサーの不具合が原因とみられる事故が多いことから、電気用品安全法（以下「電安法」という）の技術基準を改正した。また、経年劣化が原因とみられる事故も多いことから、長期使用製品安全表示制度（以下「表示制度」という）の対象品目とした。製品起因以外の原因による事故については、継続的に注意喚起のプレスリリースを行っている。

＜エアコン（室外機含む）事故原因区分の年度別推移＞

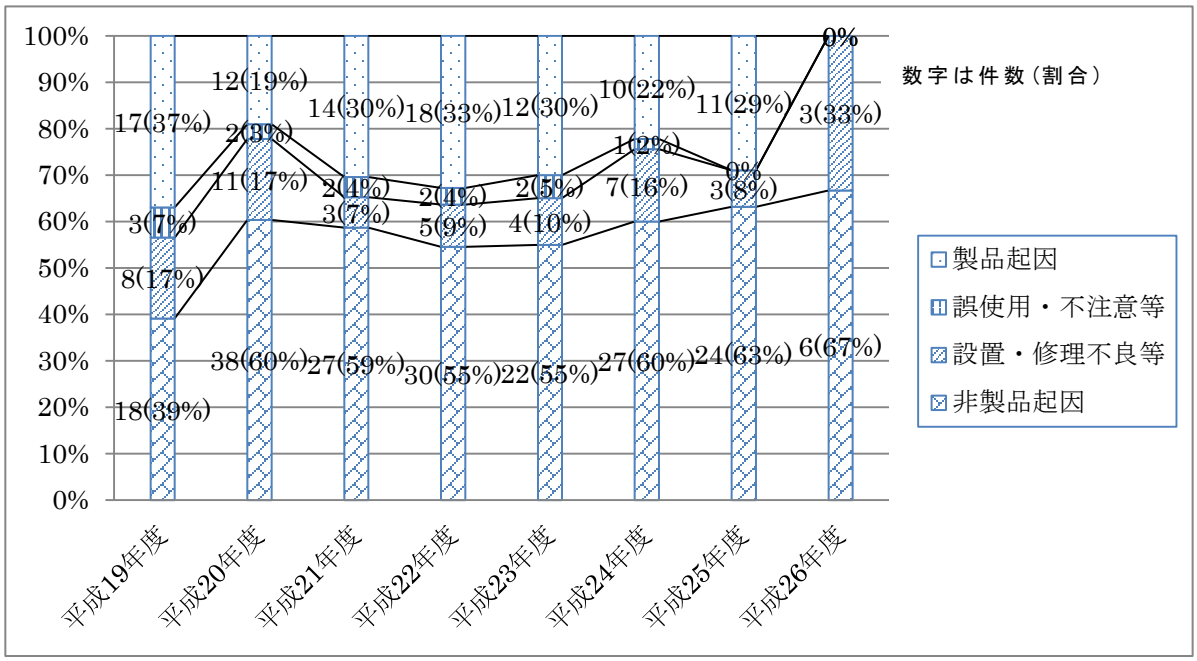

（参考）エアコン（室外機含む）事故の再発防止の取組

平成 21 年 4 月　電安法の技術基準を改正し、表示制度の対象製品に指定

平成 21 年 9 月　電安法の技術基準を改正し、基板の難燃化及びモーター用コンデンサーの保安機構装備を義務化

平成 23 年 6 月　NITE プレス「エアコンによる事故の防止について」

平成 24 年 6 月　NITE プレス「エアコン及び扇風機による事故の防止について」

平成 25 年 6 月　NITE プレス「エアコン及び扇風機による事故の防止について」

平成 26 年 6 月　NITE プレス「エアコン及び扇風機による事故の防止について」

② 照明器具

累計受付件数２４５件のうち、事故原因が判明した２２３件から、リコール同一原因の事故９件を除く、２１４件について整理・分析を行った。

＜照明器具の受付件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
27	37	29	27	50	23	17	35

合　計
245

＜照明器具のリコール同一原因の事故件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
2	4	2	0	1	0	0	0

合　計
9

２１４件中、「製品起因」が９２件（５０％）と最も多く、主な事故原因は、コンデンサーやトランジスターの経年劣化や、可燃性部品の使用等であった。次に「非製品起因」が４４件（２４％）と多く、小動物の影響等汚れの堆積によるものや、他の出火源によるもの等が主な事故原因であった。

＜照明器具の事故原因区分別件数と主な事故原因＞

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	92 (50%)	・コンデンサーの経年劣化が影響 ・トランジスターの経年劣化が影響 ・可燃性の部品の使用が影響
【誤使用・不注意等】	33 (17%)	・可燃物の接触 ・放熱スリットの閉塞が影響 ・指定外の電球の取付けが影響
【設置・修理不良等】	16 (9%)	・可燃物の近傍に設置 ・工事による配線の断線
【非製品起因】	44 (24%)	・小動物の糞尿が影響したもの ・ほこりの堆積が影響したもの ・他の出火源からの延焼によるもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、製品起因が４０％～７０％の間で推移し、平成２６年度は６２％（８件）であった。製品起因の事故は、経年劣化による事故が多いことから、今後、普及啓発活動を継続していく必要がある。

＜照明器具の事故原因区分の年度別推移＞

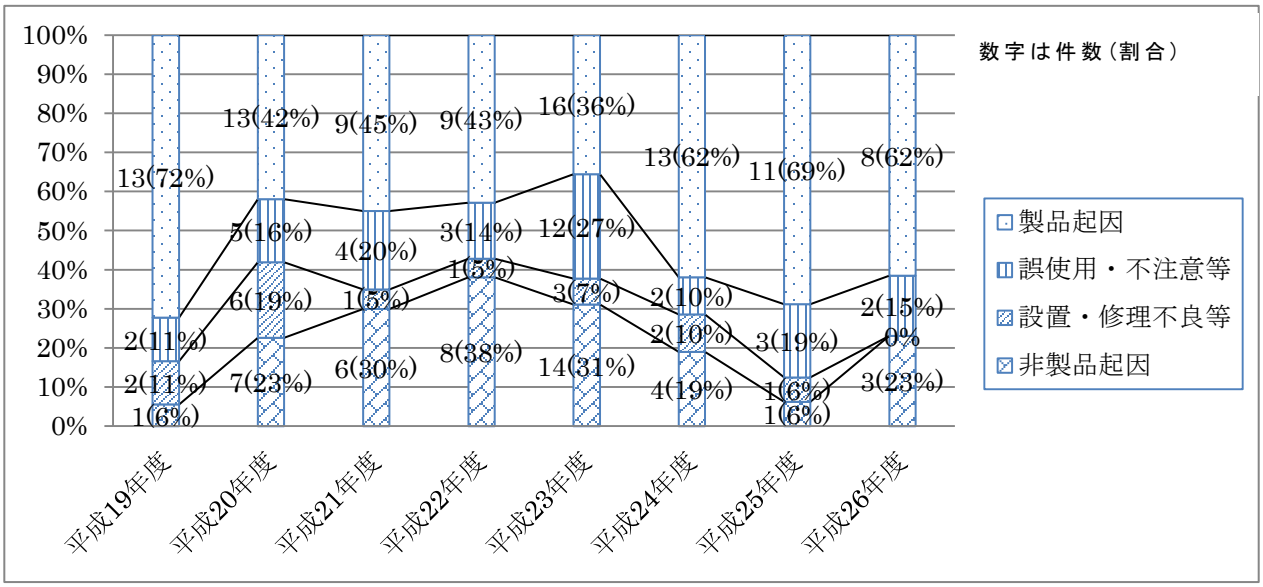

（参考）照明器具事故の再発防止の取組

平成 24 年 7 月　NITE プレス「照明器具による事故の防止について」

平成 24 年 7 月　電球型 LED ランプを電安法の対象にするために、電安法の技術基準を改正

③ 延長コード

累計受付件数１４０件のうち、事故原因が判明した１１９件について整理・分析を行った。

＜延長コードの受付件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
11	24	2	13	17	20	22	31

合　計
140

１１９件中、「非製品起因」が４１件（４４％）と最も多く、主な事故原因は、他の出火源のもらい火やコードが外力で圧迫されたことが影響したもの等であった。次に「誤使用・不注意」が４０件（４２％）と多く、カシメ不具合による製造不良や経年劣化による接触不良が主な事故原因であった。

＜延長コードの事故原因区分別件数と主な事故原因＞

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	11 (12%)	・カシメ不具合等による製造不良が影響 ・経年劣化による接触不良が影響
【誤使用・不注意】	40 (42%)	・トラッキングによる発火が影響 ・過度な屈曲による断線が影響
【設置・修理不良等】	2 (2%)	・家電の設置時に負荷のかかる形で設置したことが影響
【非製品起因】	41 (44%)	・他の出火源からの延焼によるもの ・コードが外力により圧迫されたことが影響

年度別に事故原因区分の内訳をみると、「誤使用・不注意」が、平成２０年度（５２％）、２５年度（５６％）２６年度（６３％）と目立っている。「誤使用・不注意」の事故として、掃除不足や湿気の要因によるトラッキング現象が指摘されていたことから、電安法の技術基準の改正を行った。

＜延長コードの事故原因区分の年度別推移＞

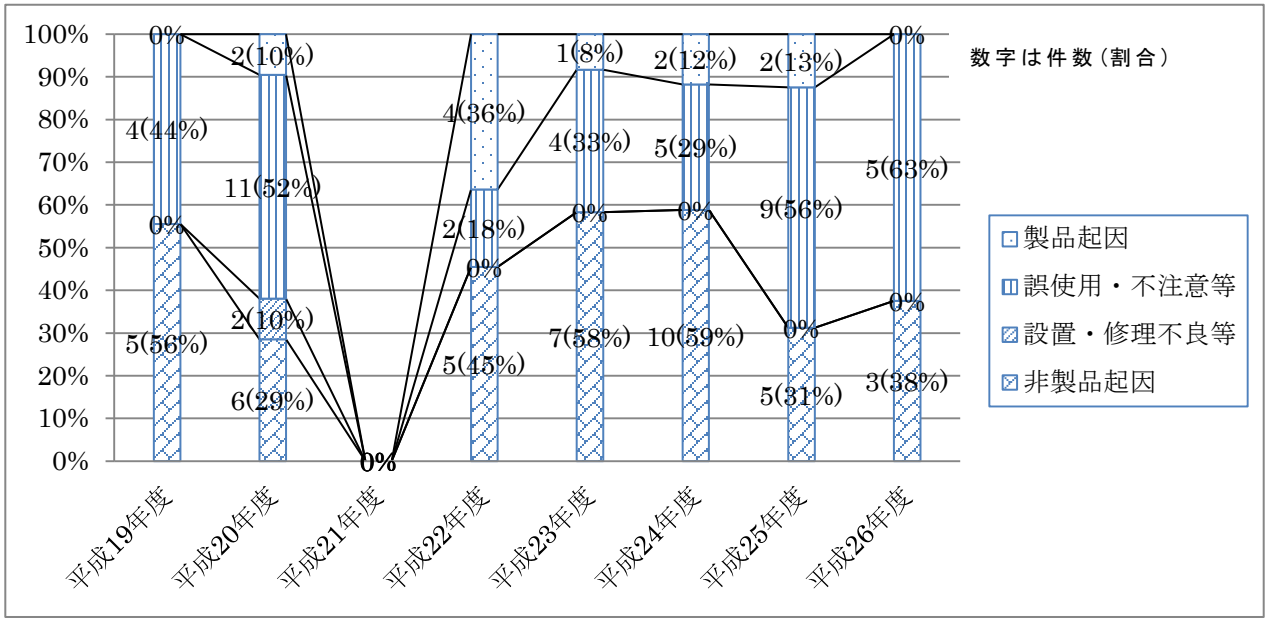

（参考）延長コード事故の再発防止の取組

平成 24 年 1 月　延長コードの耐トラッキング性能を高めるため、電安法の技術基準を改正

平成 27 年 1 月　NITE プレス「電源プラグ及び配線器具による事故の防止について」

平成 27 年 3 月　NITE プレス「電源コード及び配線器具による事故の防止について」

④ 電気ストーブ

累計受付件数３８２件のうち、事故原因が判明した３５１件から、リコール同一原因の事故件数７９件を除く、２７２件について整理・分析を行った。

＜電気ストーブの受付件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
50	67	49	43	52	48	45	28

合　計
382

＜電気ストーブのリコール同一原因の事故件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
8	14	9	17	13	8	8	2

合　計
79

２７２件中、「製品起因」が６７件（３４％）と最も多く、主な事故原因は、内部配線の接続不良やダイオードの品質のばらつき、内部配線と電源線の接続不良であった。次に「誤使用・不注意等」が７０件（４０％）と多く、洗濯物等の可燃物の接触や電源コードの取り扱い不備が主な事故原因であった。

＜電気ストーブの事故原因区分別件数と主な事故原因＞

事故原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	67 (34%)	・内部配線と電源線の接続不良が影響 ・ダイオードの品質ばらつきが影響
【誤使用・不注意等】	78 (40%)	・洗濯物等の可燃物が接触したもの ・電源コードの取り扱い不備が影響 ・使用者による修理不良・改造したことが影響
【設置・修理不良等】	1 (1%)	・設置時に屋内配線と電源線の接続不良
【非製品起因】	49 (25%)	・たばこの不始末、他の出火源からの延焼によるもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、平成２４年度までは「製品起因」が３４％～５０％の間で推移していたが、平成２６年度は調査が終了した事故は報告されていない。

製品起因の事故は、製造不良や部品不良が原因によるものが多いことから、電安法の技術基準の改正を行った。製品起因以外の原因による事故については、平成２５年度に注意喚起のプレスリリースを行った。

＜電気ストーブの事故原因区分の年度別推移＞

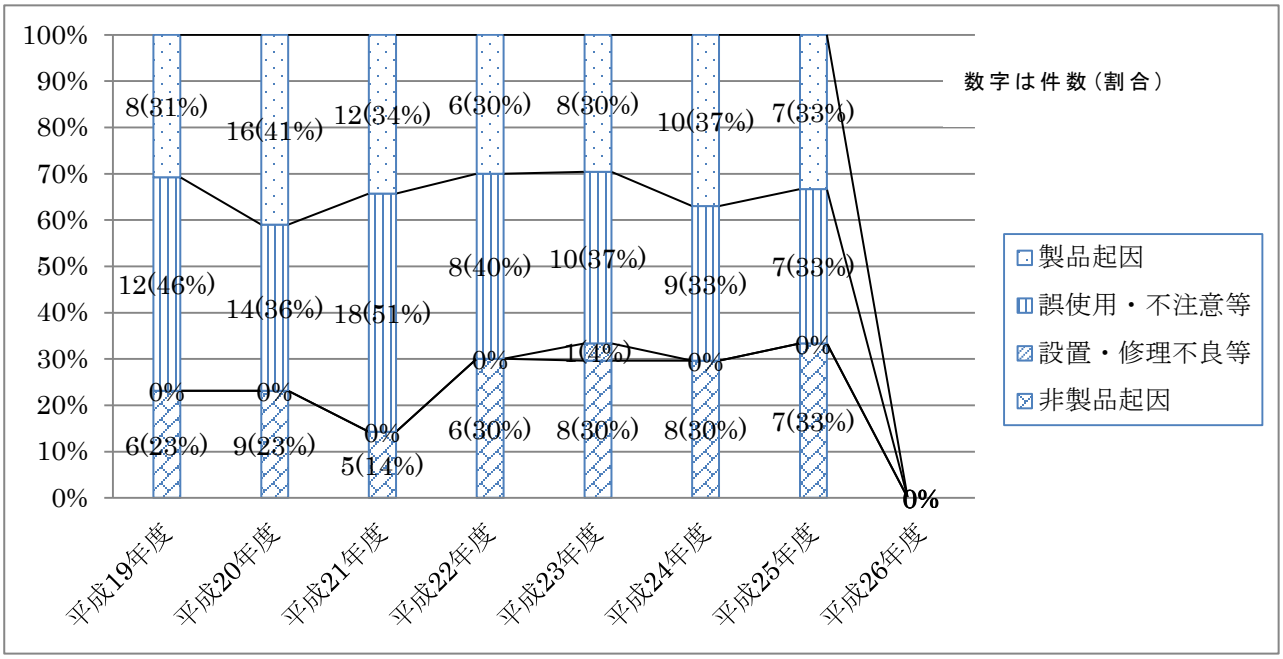

（参考）電気ストーブ事故の再発防止の取組

平成 21 年 9 月　電力調整（強弱制御）用ダイオード及び内部配線屈曲耐久性を高めるように電安法の技術基準を改正

平成 23 年 10 月　NITE プレス「暖房器具による事故の防止について」

平成 25 年 10 月　NITE プレス「冬の高齢者の製品事故防止について」

平成 27 年 1 月　NITE プレス「震災発生時の製品事故の防止」

⑤ パソコン

累計受付件数８７件のうち、事故原因が判明した６５件から、リコール同一原因の事故１２件を除く、５３件について整理・分析を行った。

＜パソコンの受付件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
8	5	10	10	9	9	10	26

合　計
87

＜パソコンのリコール同一原因の事故件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
1	2	2	0	0	2	2	3

合　計
12

５３件中、「製品起因」が３０件（６３％）と最も多く、主な事故原因は、内部配線の接続不良やバッテリーの不具合等であった。次に「非製品起因」が１５件（５％）と多く、他の出火源からの延焼が主な事故原因であった。

＜パソコンの事故原因区分別件数と主な事故原因＞

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	30 (63%)	・はんだ付け不良による接触不良が影響したもの ・バッテリーの品質管理不十分によるもの ・接続機器の不具合が影響したもの
【誤使用・不注意等】	3 (6%)	・本体からの放熱による低温火傷
【設置・修理不良等】	0	
【非製品起因】	15 (31%)	・他の出火源からの延焼によるもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、例年「製品起因」が５０％以上となる傾向になっている。製品起因の事故は、はんだ付け不良等、組付け時の不良によるものが目立ち、ハードディスク等の機器をカスタマイズして組み付けられる本製品の特性が影響しているものと思われる。

＜パソコンの事故原因区分の年度別推移＞

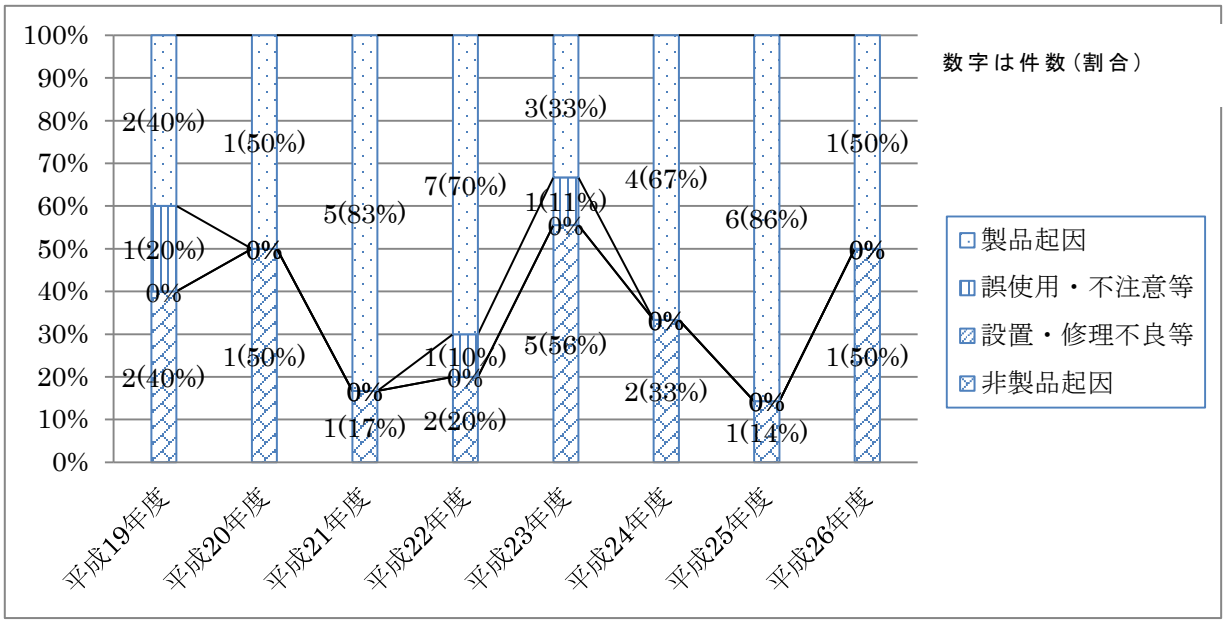

（参考）パソコン事故の再発防止の取組

平成 25 年 1 月　パンフレット「新生活スタート　くらしに潜む危険」作成

（２）　燃焼器具

① ガスこんろ

累計受付件数５８４件のうち、事故原因が判明した５５１件から、リコール同一原因の事故件数５件を除く、５４６件について整理・分析を行った。

＜ガスこんろの受付件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
78	95	88	98	70	52	54	49

合　計
584

＜ガスこんろのリコール同一原因の事故件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
1	1	0	2	1	0	0	0

合　計
5

５４６件中、「製品起因」が１０件（２％）で、主な事故原因は、器具栓内部の動作不良や、部品組み付け時にガスシール部品を傷つけたことが影響したものであった。他方、「誤使用・不注意等」が３５３件（７３％）で最も多く、点火状態での放置や、グリル内の清掃不足、こんろの下に可燃物を敷いていたことが主な事故原因であった。

＜ガスこんろの事故原因区分別の件数と主な事故原因＞

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	10 (2%)	・器具線内部の動作不良が影響 ・部品組み付け時にガスシール部品を傷つけたことが影響
【誤使用・不注意等】	353 (73%)	・点火状態で放置したことが影響 ・グリル内の清掃不足が影響 ・こんろの下に可燃物を敷いていたことが影響
【設置・修理不良等】	6 (1%)	・離隔距離を守らずに設置したことが影響 ・設置時にガス配管を誤って接続したことが影響 ・修理時の部品の付け忘れが影響
【非製品起因】	115 (24%)	・他の出火源からの延焼によるもの ・出火の痕跡がなく、異常が認められないもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、「製品起因」が各年度ともに３％以下（１件から３件）であり、「製品起因以外」の原因が大半を占めている。

製品起因以外の原因による事故については、調理中にその場を離れることによる事故（例．天ぷら油火災）が多く、ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「ガス事法等」）の技術基準を改正した。また注意喚起のプレスリリースを行っているところ。

＜ガスこんろの事故原因区分の年度別推移＞

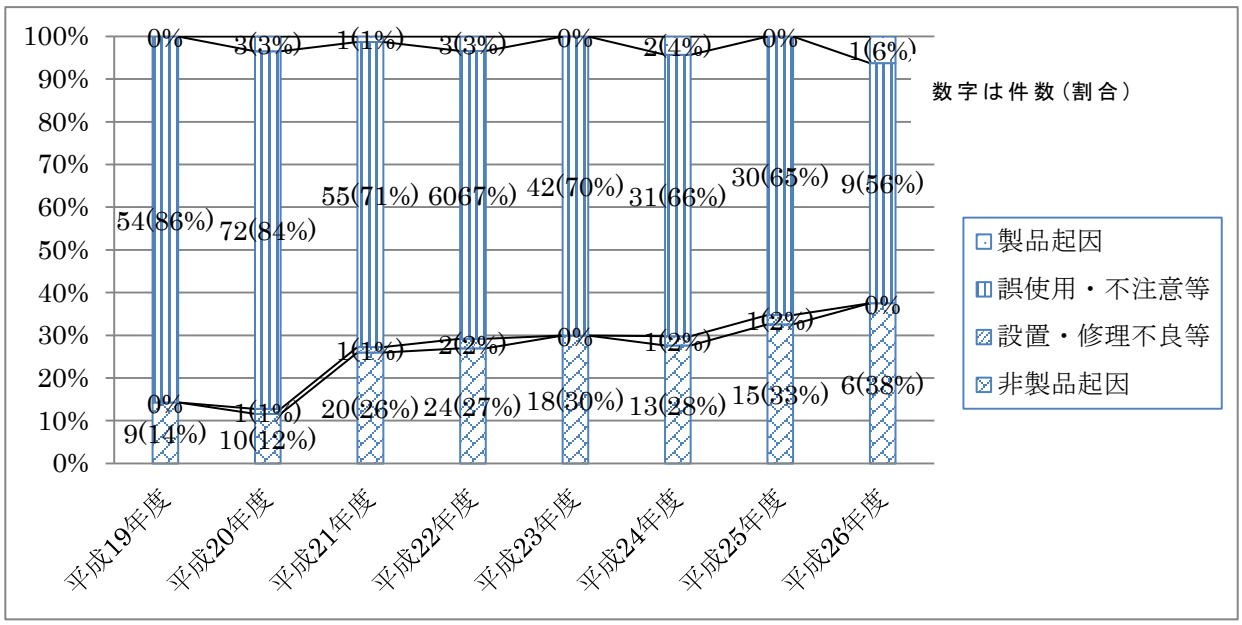

（参考）ガスこんろ事故の再発防止の取組

平成 20 年 10 月　ガス事法等の技術基準を改正し、立ち消え安全装置及び調理油過熱防止装置の搭載を義務化

平成 23 年 1 月　NITE プレス「ガスこんろ等の事故の防止について」

平成 24 年 11 月　製品安全総点検週間　経済産業省展示パネル「ガスこんろ」

平成 24 年 11 月　NITE プレス「ガスこんろ及びカセットこんろの事故の防止について」

平成 25 年 7 月　NITE プレス「夏の製品事故の防止について」

平成 26 年 4 月　NITE プレス「新生活スタート、台所用品などによる事故の防止」

② 石油ストーブ（石油ファンヒーター含む）

累計受付件数６１０件（うち石油ファンヒーターは１８０件）のうち、事故原因が判明した５７１件から、リコール同一原因の事故件数２０件を除く、５５１件について整理・分析を行った。

＜石油ストーブ（石油ファンヒーター含む）の受付件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
68	106	89	70	94	76	60	47

合　計
610

＜石油ストーブ（石油ファンヒーター含む）のリコール同一原因の事故件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
1	1	5	6	2	3	2	0

合　計
20

５５１件中、「製品起因」が３２件（８％）で、主な事故原因は、油受け皿からの灯油漏れや、経年劣化によるはんだクラックが影響したものであった。

他方、「誤使用・不注意等」が２０３件（５０％）で最も多く、故障状態を知りながら使用を継続したもの、洗濯物等の可燃物が接触したもの、給排気筒を閉塞したことが影響したものが主な事故原因であった。

＜石油ストーブ（石油ファンヒーター含む）の事故原因区分別件数と主な事故原因＞

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	32 (8%)	・油受け皿からの灯油漏れが影響 ・経年劣化によるはんだクラックが影響
【誤使用・不注意等】	203 (50%)	・消火せずに給油したことが影響 ・カートリッジタンクの蓋を確実に閉めなかったことが影響 ・洗濯物等の可燃物が接触したもの
【設置・修理不良等】	7 (1%)	・移設時に適正に設置しなかったことが影響 ・排気筒の断熱不良が影響
【非製品起因】	167 (41%)	・他の出火源からの延焼によるもの ・出火の痕跡がなく、異常が認められないもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、「誤使用・不注意等」が減少傾向にあり、変わって「非製品起因」が増加している。

ＦＦ式の石油温風暖房機は、経年劣化が原因の事故が多いことから、長期使用製

品安全点検制度（以下「点検制度」という）の対象とした。製品起因以外の原因による事故については、給油時の事故が多いことから、消安法の技術基準を改正した。また、これまでに注意喚起のプレスリリースを行っており、引き続き注意喚起を実施する予定。

＜石油ストーブ（石油ファンヒーター含む）の事故原因区分の年度別推移＞

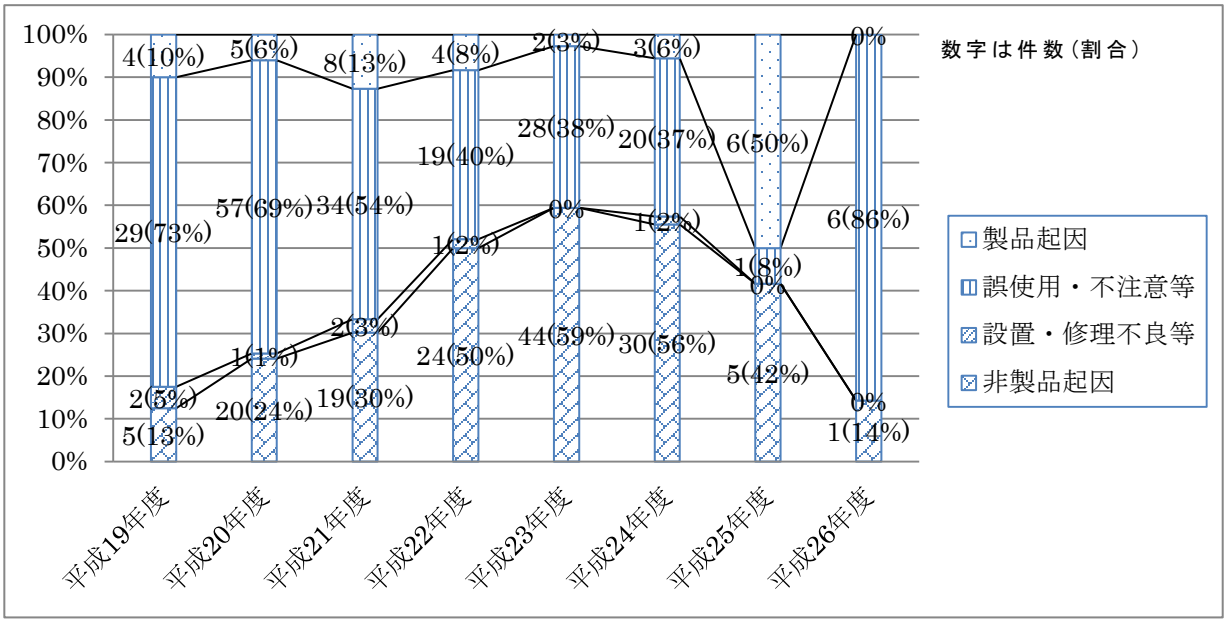

（参考）石油ストーブ（石油ファンヒーター含む）事故の再発防止の取組

平成 21 年 4 月　消安法を改正し、点検制度の対象製品にＦＦ式石油温風暖房機を指定

平成 21 年 4 月　給仕消火装置の搭載義務化、給油タンクの蓋が確実に閉まったことのできる仕様を義務化するように消安法の技術基準を改正

平成 23 年 10 月　NITE プレス「暖房器具による事故の防止について」

平成 23 年 11 月　製品安全総点検週間　経済産業省展示パネル「石油ストーブ」

平成 24 年 10 月　NITE プレス「石油ストーブによる事故の防止について」

平成 25 年 1 月　「石油ストーブによる事故の防止について」（再周知）

平成 26 年 3 月　NITE プレス「変質した灯油による石油ストーブ事故の防止について」

平成 26 年 11 月　NITE プレス「ガス･石油暖房機器による事故の防止について」

③ ガスふろがま（ガスふろがま用バーナー含む）

累計受付件数２３３件のうち、事故原因が判明した２１９件から、リコール同一原因の事故件数４７件を除く、１７２件について整理・分析を行った。

＜ガスふろがま（ガスふろがま用バーナー含む）の受付件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
41	39	27	23	23	29	24	27

合　計
233

＜ガスふろがま（ガスふろがま用バーナー含む）のリコール同一原因の事故件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
13	5	2	4	1	7	10	5

合　計
47

１７２件中、「製品起因」が３４件（２２％）で、主な事故原因は、熱交換器の経年劣化による異常燃焼や、ガス種の異なる部品を取り付けたため異常燃焼が影響したものであった。他方、「誤使用・不注意等」が５３件（３５％）で最も多く、器具を冠水させたことが影響したものや器具栓つまみの操作を誤ったことが主な事故原因であった。

＜ガスふろがま（ガスふろがま用バーナー含む）の事故原因区分別件数と主な事故原因＞

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	34 (22%)	・熱交換器の経年劣化による異常燃焼が影響 ・ガス種の異なる部品を取り付けたため異常燃焼が影響
【誤使用・不注意等】	53 (35%)	・器具を冠水させたことが影響 ・器具栓つまみの操作を誤ったことが影響
【設置・修理不良等】	21 (14%)	・燃焼排ガスが滞留する場所に設置したことが影響 ・修理時に配線接続を間違ったために安全装置が作動しなかったことが影響
【非製品起因】	44 (29%)	・他の出火源からの延焼によるもの ・出火の痕跡がなく、異常が認められないもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、平成２１年度までは「製品起因」が１６％～３６％の間で変動していたが、平成２２年度以降は２０％前後に減少し、「製品起因以外」の原因が８０％前後を占めた。製品起因の事故は、経年劣化が原因とみられる事故が多いことから、点検制度の対象とした。製品起因以外の原因による事故ついては、注意喚起のプレスリリースを行っている。

＜ガスふろがま（ガスふろがま用バーナー含む）の事故原因区分の年度別推移＞

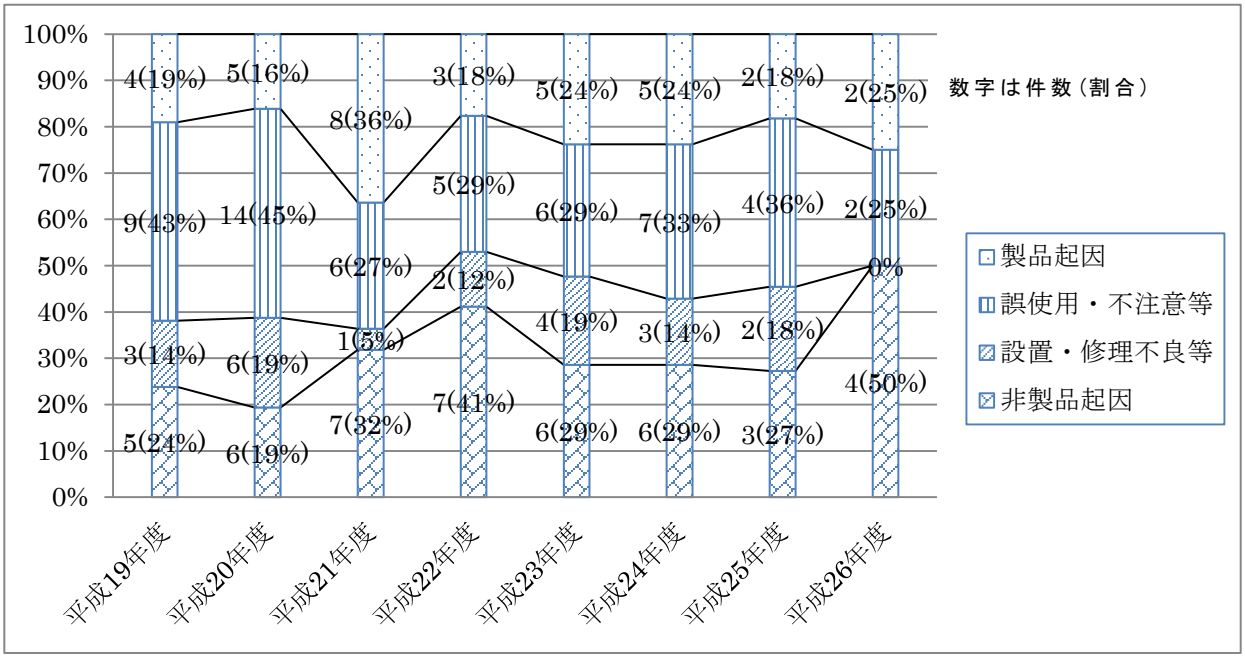

（参考）ガスふろがま（ガスふろがま用バーナー含む）事故の再発防止の取組

平成 19 年 4 月　ガス用品及び液化石油ガス器具の技術基準を改正し、安全装置の不正改造防止、電装基板の耐用強度向上、不完全燃焼防止装置の搭載を義務化

平成 20 年 4 月　燃焼排ガス中の CO 濃度を低濃度とするガス事業法等の技術基準を改正

平成 21 年 4 月　消安法を改正し、点検制度の対象製品にガスふろがまを指定

平成 25 年 2 月　NITE プレス「ガスふろがま及び石油ふろがまの事故の防止について」

平成 25 年 11 月　NITE プレス「一酸化炭素中毒の事故防止について」

④ 石油給湯機

累計受付件数３７１件のうち、事故原因が判明した３５６件から、リコール同一原因の事故件数１６０件を除く、１９６件について整理・分析を行った。

＜石油給湯機の受付件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
68	60	52	48	45	36	43	19

合　計
371

＜石油給湯機のリコール同一原因の事故件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
42	29	23	26	10	14	12	4

合　計
160

１９６件中、「製品起因」が８３件（５７％）と最も多く、主な事故原因は、長期使用による送油経路や給気経路に異物が混入し噴霧不良が影響したもの、缶体の腐食による排気漏れが影響したものであった。次に「誤使用・不注意等」が２９件（２２％）と多く、故障状態を知りながら使用を継続したものや、業務用途として連続運転したことが主な事故原因であった。

＜石油給湯機の事故原因区分別件数と主な事故原因＞

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	83 (55%)	・長期使用による送油経路や給気経路への異物混入による噴霧不良が影響 ・缶体の腐食による排気漏れが影響
【誤使用・不注意等】	33 (22%)	・故障を知りながら使用を継続したことが影響 ・空だきしたことが影響
【設置・修理不良等】	13 (9%)	・排気筒に断熱処理を施さなかったことが影響 ・屋外式を囲い込み設置したことが影響
【非製品起因】	22 (14%)	・他の出火源からの延焼によるもの ・出火の痕跡がなく、異常が認められないもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、「製品起因」が４０％から７０％の間で推移している。

製品起因の事故は、経年劣化事故が多いことから、点検制度の対象としている。製品起因以外の原因による事故は、空だきによる事故が多いことから、消安法の技術基準を改正した。

＜石油給湯機の事故原因区分の年度別推移＞

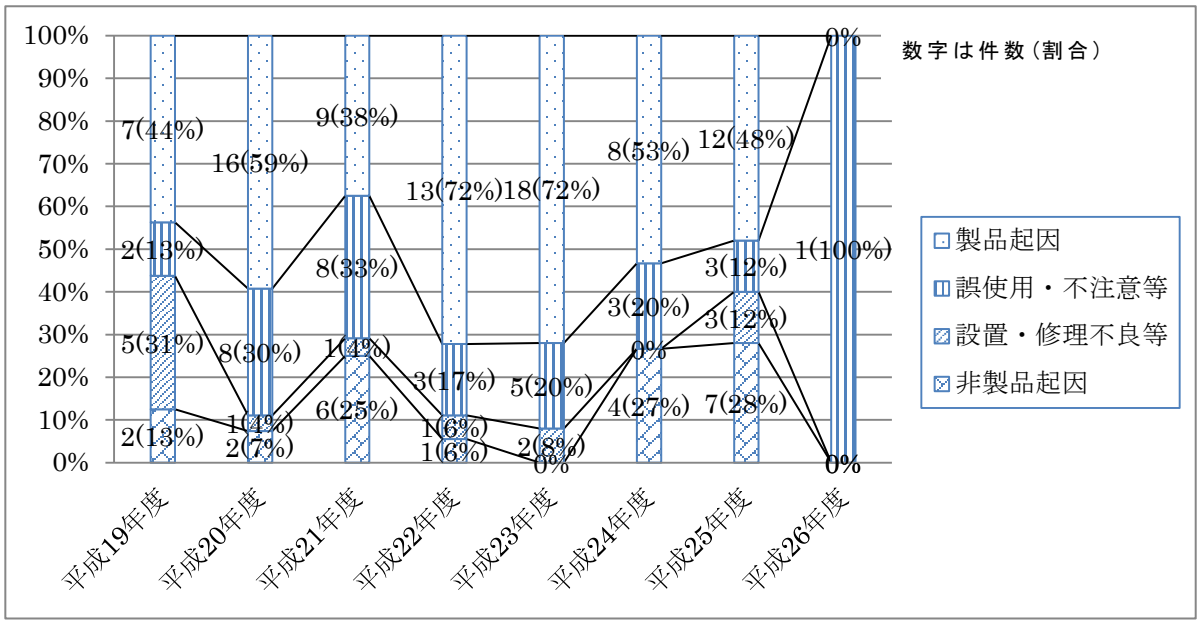

（参考）石油給湯機事故の再発防止の取組

平成 21 年 4 月　消安法を改正し、点検制度の対象製品に指定

平成 21 年 4 月　ガス事法等の技術基準を改正し、空だき防止装置の搭載を義務化

⑤ 石油ふろがま（石油ふろがま用バーナー含む）

累計受付件数１５５件のうち、事故原因が判明した１４８件から、リコール同一原因の事故件数３９件を除く、１０９件について整理・分析を行った。

＜石油ふろがま（ガスふろがま用バーナー含む）の受付件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
20	27	29	14	26	11	16	12

合　計
155

＜石油ふろがま（石油ふろがま用バーナー含む）のリコール同一原因の事故件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
2	8	8	1	7	5	4	4

合　計
39

１０９件中、「誤使用・不注意等」が３３件（３９％）で最も多く、付近に可燃物を置いたものや消費者自身が誤った修理をしたことが主な事故原因であった。

他方、「製品起因」が２５件（２９％）で、主な事故原因は、点火ノズルの経年劣化による異常燃焼や、電磁ポンプの劣化による異常燃焼が影響したものであった。

＜石油ふろがま（石油ふろがま用バーナー含む）の事故原因区分別件数と主な事故原因＞

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	25 (29%)	・点火ノズルの経年劣化による異常燃焼が影響 ・電磁ポンプの経年劣化による異常燃焼が影響
【誤使用・不注意等】	33 (39%)	・付近に可燃物を置いたことが影響 ・消費者自身が誤った修理をしたことが影響
【設置・修理不良等】	3 (4%)	・銅管をゴム管に変えて接続したことが影響 ・正規品で無い部品で修理したことが影響
【非製品起因】	24 (28%)	・他の出火源からの延焼によるもの ・出火の痕跡がなく、異常が認められないもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、平成２２年度までは「製品起因」が２５％から減少していたが、平成２３年度、平成２４年度は４０％前後に増加した。製品起因の事故は、経年劣化が原因とみられる事故が多いことから、点検制度の対象とした。製品起因以外の原因による事故ついては、注意喚起のプレスリリースを行っている。

＜石油ふろがま（ガスふろがま用バーナー含む）の事故原因区分の年度別推移＞

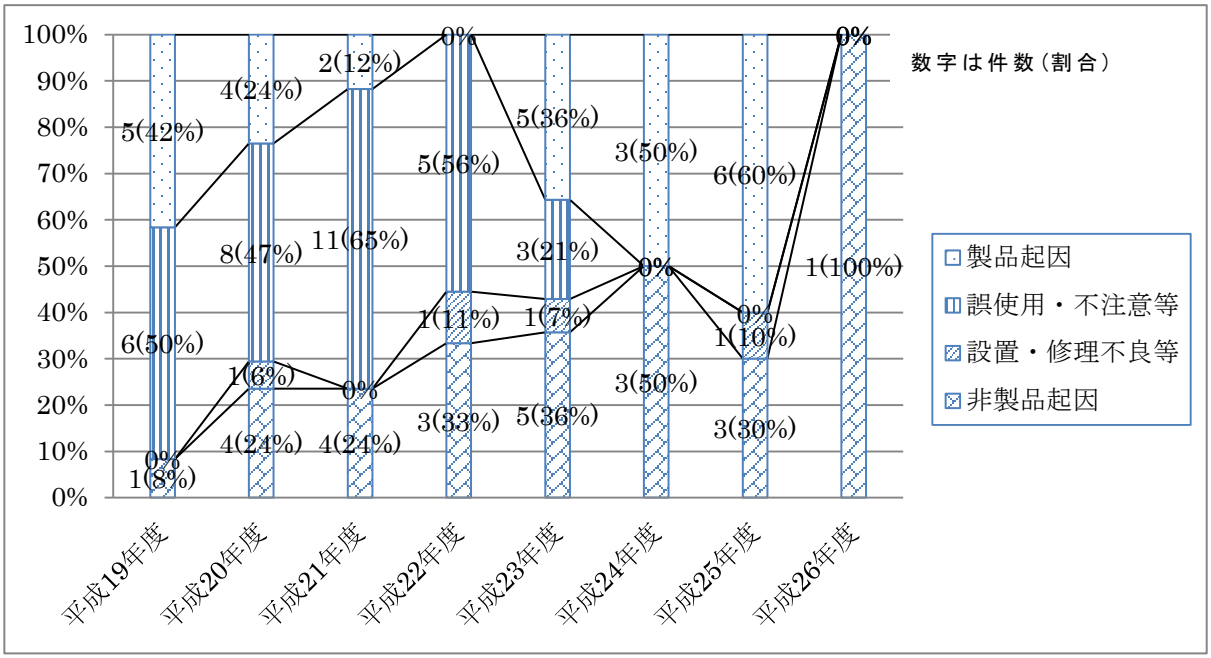

（参考）石油ふろがま（石油ふろがま用バーナー含む）事故の再発防止の取組

平成 19 年 4 月　ガス用品及び液化石油ガス器具の技術基準を改正し、安全装置の不正改造防止、電装基板の耐用強度向上、不完全燃焼防止装置の搭載を義務化

平成 21 年 4 月　消安法を改正し、点検制度の対象製品に石油ふろがまを指定

平成 25 年 2 月　NITE プレス「ガスふろがま及び石油ふろがまの事故の防止について」

（３）　その他の製品

① 自転車

累計受付件数２０４件のうち、事故原因が判明した１７８件から、リコール同一原因の事故件数９件を除く、１６９件について整理・分析を行った。

＜自転車の受付件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
9	19	36	32	32	24	22	30

合　計
204

＜自転車のリコール同一原因の事故件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
1	2	1	0	0	3	2	0

合　計
9

１６９件中、「製品起因」が２５件（１９％）で、主な事故原因は、ペダルの強度不足が影響したものやフレームパイプの溶接不良等であった。他方、「非製品起因」が７１件（５３％）で最も多く、車輪に異物が挟まり急制動したことが主な事故原因であった。

＜自転車の事故原因区分別件数と主な事故原因＞

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	25 (19%)	・ペダルの強度不足が影響 ・フレームパイプの溶接不良が影響 ・ハンドルポストの組立方法の無記載が影響
【誤使用・不注意等】	32 (24%)	・メンテナンス不足でチェーンが外れたことが影響 ・ブレーキの調整不足が影響 ・運転操作を誤ったことが影響
【設置・修理不良等】	5 (4%)	・販売店の修理不良が影響 ・販売店の組み付け不良が影響
【非製品起因】	71 (53%)	・車輪に異物が挟まり急制動となったもの ・製品に異常が認められないもの

年度別の事故原因区分の内訳をみると、「製品起因」が各年度２０％前後とほぼ一定であるが、「製品起因以外」の原因が大半を占めている。

製品起因以外の原因による事故については、注意事項を記載したチラシを作成し関係団体等に配布するとともに、平成２６年度は、製品安全セミナーでのチラシ配布、注意喚起のプレスリリースを行った。

＜自転車の事故原因区分の年度別推移＞

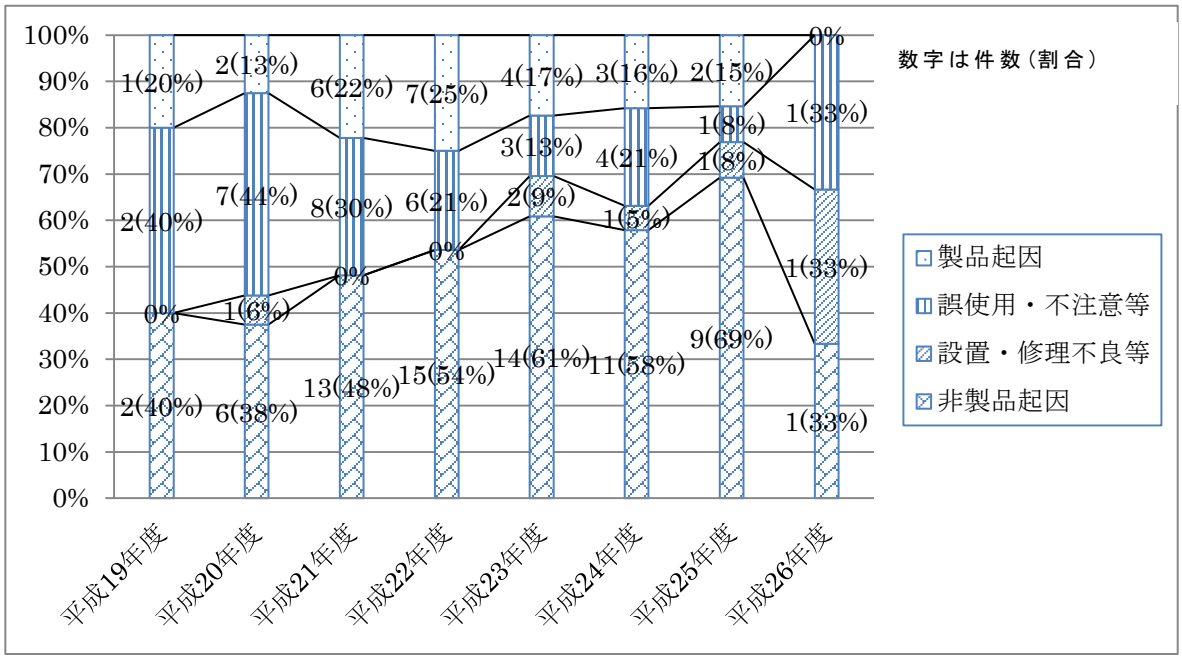

（参考）自転車事故の再発防止の取組

平成 23 年 12 月　ＮＩＴＥプレス「自転車の事故の防止について」

平成 25 年 4 月　ＮＩＴＥプレス「自転車の事故の防止について」

平成 26 年 2 月　ＮＩＴＥプレス「自転車による製品事故の防止について」

② 脚立等

累計受付件数１４６件のうち、事故原因が判明した１２８件から、リコール同一原因の事故件数２件を除く、１２６件について整理・分析を行った。

＜脚立等の受付件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
15	13	14	19	22	22	20	21

合　計
146

＜脚立等のリコール同一原因の事故件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
0	0	0	0	0	1	1	0

合　計
2

１２６件中、「製品起因」が４件（３％）で、主な事故原因は、使用時の注意表示の不足や、天板勘合部の構造上の問題が影響したものであった。他方「誤使用・不注意等」が７６件（６４％）で最も多く、作業中にバランスを崩した、設置場所（地面）が適切でなかったことが主な事故原因であった。

＜脚立等の事故原因区分別の件数と主な事故原因＞

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	4 (3%)	・使用時の注意表示が不足していたことが影響 ・天板勘合部の構造上の問題が影響
【誤使用・不注意等】	76 (64%)	・作業中にバランスを崩したことが影響 ・設置場所（地面）が適切でなかったことが影響 ・最大耐荷重を超えたことが影響
【設置・修理不良等】	1 (1%)	・ロフトに規定外のサイズのはしごを設置したことが影響
【非製品起因】	38 (32%)	・切断した枝が支柱を変形させたもの ・製品に異常が認められないもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、各年度とも「製品起因」は、ほとんどなく（０～３件）、「製品起因以外」の原因が大半を占めた。近年、製品起因以外の原因による事故については、注意喚起のプレスリリースを行った。

＜脚立等の事故原因区分の年度別推移＞

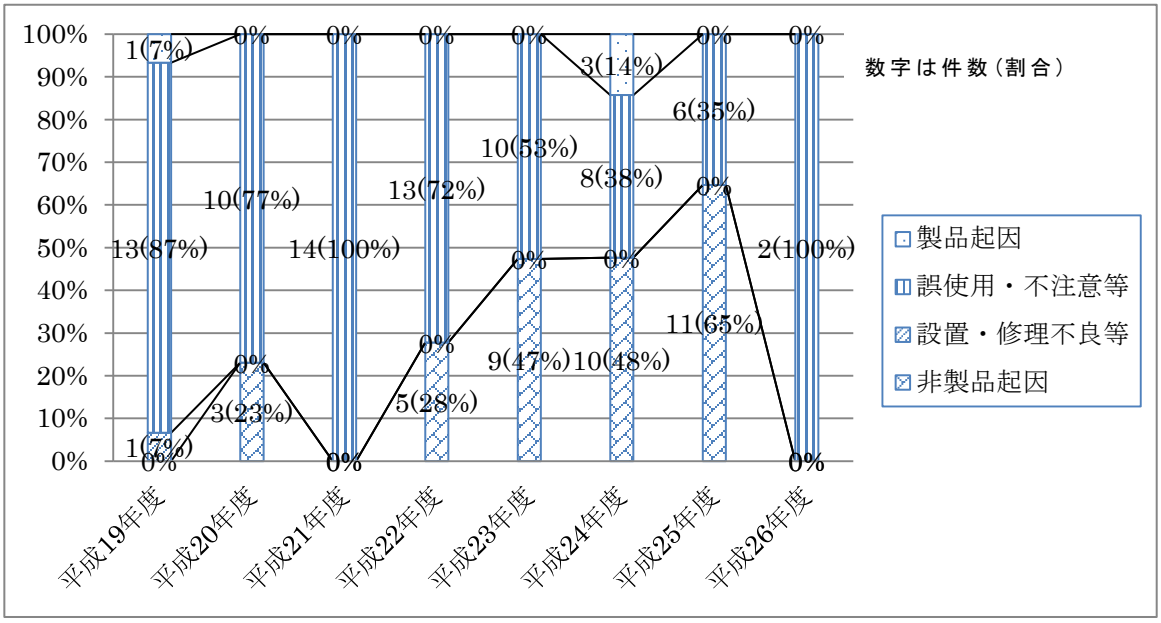

（参考）脚立等事故の再発防止の取組

平成 24 年 3 月　NITE プレス「はしごや脚立等による事故の防止」

平成 25 年 1 月　NITE プレス「はしご・脚立及び除雪機の事故の防止」

③ いす

累計受付件数１１１件のうち、事故原因が判明した９８件から、リコール同一原因の事故件数９件を除く、８９件について整理・分析を行った。

＜いすの受付件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
8	14	16	16	13	17	11	16

合　計
111

＜いすのリコール同一原因の事故件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
0	0	2	3	1	2	1	0

合　計
9

８９件中、「製品起因」が３７件（５２％）で最も多く、樹脂の成形不良や、接着剤の経年劣化、フレームパイプの溶接不良等が主な事故原因であった。次に「非製品起因」が１８件（２６％）と多かった。

＜事故原因区分別件数と主な事故原因＞

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	37 (52%)	・樹脂の成形不良が影響 ・接着剤の経年劣化が影響 ・フレームパイプの溶接不良が影響 ・再生材の強度不足が影響
【誤使用・不注意等】	15 (21%)	・不安定な姿勢で使用したことが影響 ・踏み台として使用したことが影響
【設置・修理不良等】	1 (1%)	・使用の繰り返しでパイプに亀裂が入っていたところに設置者が過大な加重をかけたことが影響
【非製品起因】	18 (26%)	・製品に異常が認められないもの ・折りたたみ機構部等に指を入れてしまったもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、「製品起因」の数値が各年度でばらついており、平成２５年度は５０％（１件）であった。製品起因の事故は、事故原因に傾向性はなく、単品の製造不良が多いため、製造事業者等の品質管理の向上が望まれる。

＜いすの事故原因区分の年度別推移＞

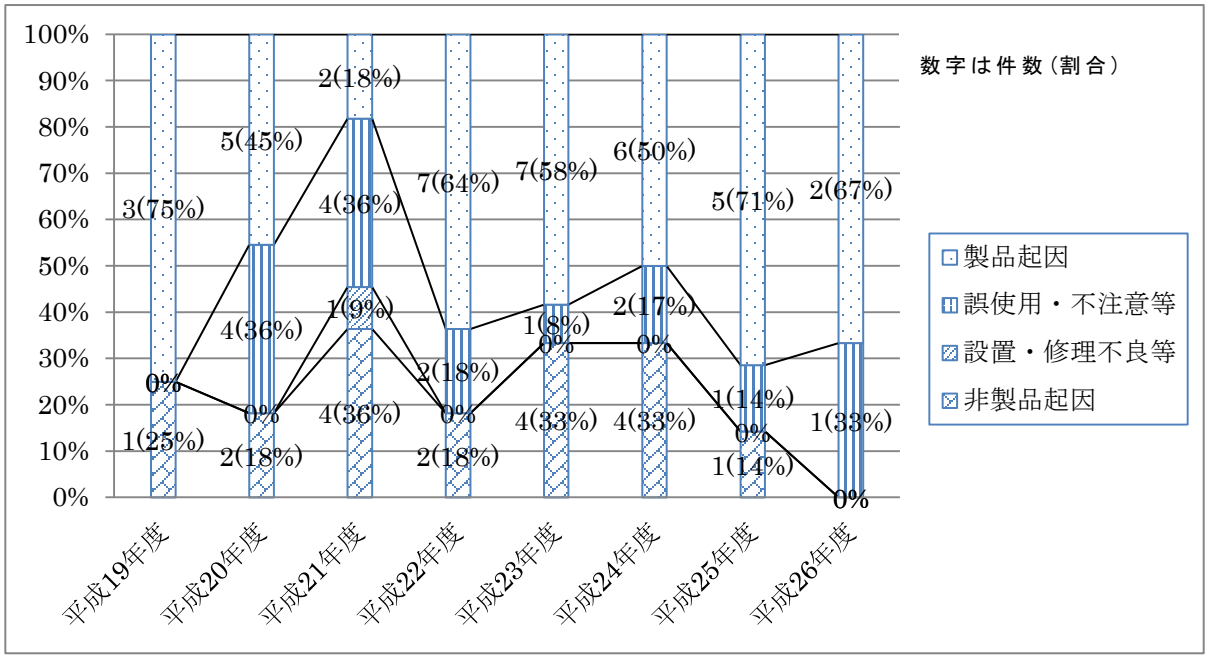

④ 靴

累計受付件数８２件のうち、事故原因が判明した７９件から、リコール同一原因の事故件数２件を除く、７７件について整理・分析を行った。

＜靴の受付件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
4	8	8	14	13	18	10	7

合　計
82

＜靴のリコール同一原因の事故件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
0	0	0	1	1	0	0	0

合　計
2

７７件中、「製品起因」が１０件（１６％）で、ヒールの耐衝撃性が不十分であったこと、靴底が滑りやすかったことが主な事故原因であった。他方、「非製品起因」が４４件（６８％）で最も多かった。

＜靴の事故原因区分別件数と主な事故原因＞

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	10 (16%)	・ヒールの耐衝撃性が不十分であったことが影響 ・靴底が滑りやすかったことが影響 ・ソールの接着不良に経年劣化が影響
【誤使用・不注意等】	10 (16%)	・トレーニング効果のある製品でバランスを崩したことが影響 ・雨で濡れた路面で滑ったことが影響 ・ソールが摩耗していたことが影響
【設置・修理不良等】	0	
【非製品起因】	44 (68%)	・製品に異常が認められないもの

年度別の事故原因区分の内訳をみると、「製品起因」が各年度１、２件で、「製品起因以外」の原因が大半を占めている。

＜靴の事故原因区分の年度別推移＞

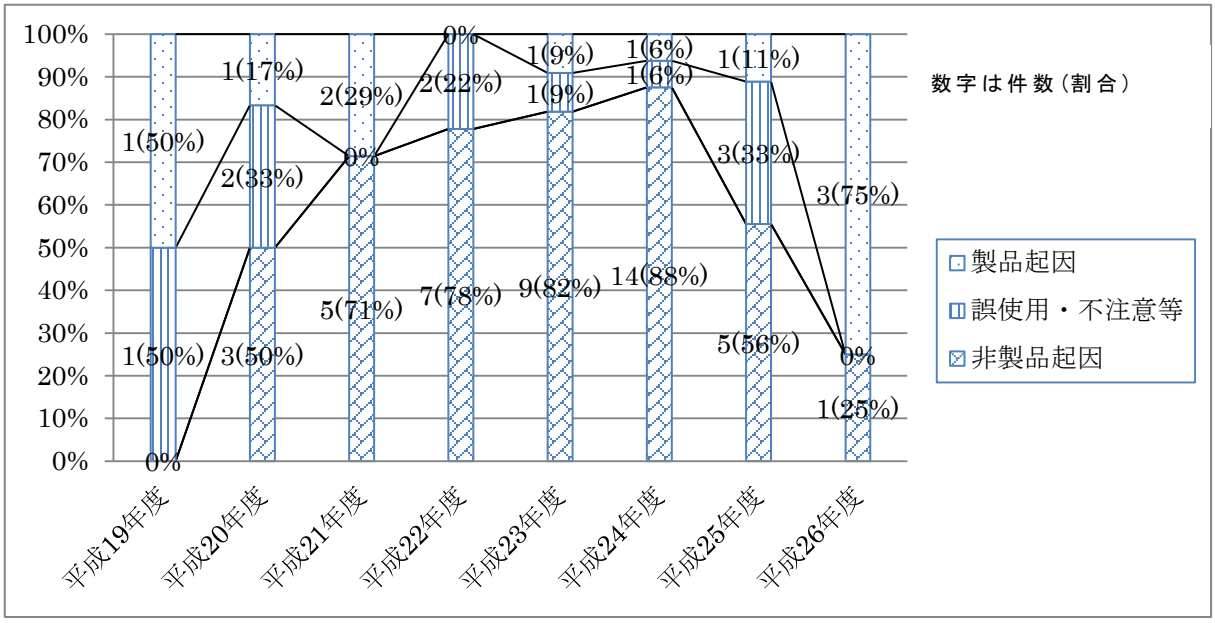

⑤ なべ・やかん

累計受付件数３８件のうち、事故原因が判明した３５件から、リコール同一原因の事故件数５件を除く、３０件について整理・分析を行った。

＜なべ・やかんの受付件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
4	8	5	3	6	4	2	6

合　計
38

＜なべ・やかんのリコール同一原因の事故件数＞

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
0	3	1	0	0	0	0	1

合　計
5

３０件中、「製品起因」が８件（３６％）で、主な事故原因は、取っ手の取り付け不良や、ふたの成形不良が影響したものであった。他方、「誤使用・不注意等」が７件（３２％）で、取っ手が火に炙られたことにより取っ手の強度が不足したことが主な事故原因であった。

＜なべ・やかんの事故原因区分別の件数と主な事故原因＞

原因区分	件数	主な事故原因
【製品起因】	7 (34%)	・取っ手の取付不良が影響したもの ・ふたの成形不良が影響したもの
【誤使用・不注意等】	7 (33%)	・取っ手が火に炙られたことが影響したもの
【設置・修理不良等】	0	
【非製品起因】	7 (33%)	・製品に異常が認められないもの

年度別に事故原因区分の内訳をみると、「製品起因」の数値が各年度でばらついており、平成２５年度は非製品起因が１００％に対し、平成２６年度は製品起因が１００％であった。製品起因の事故は、事故原因に傾向性はなく、単品の製造不良が多いため、製造事業者等の品質管理の向上が望まれる。

＜なべ・やかんの事故原因区分の年度別推移＞

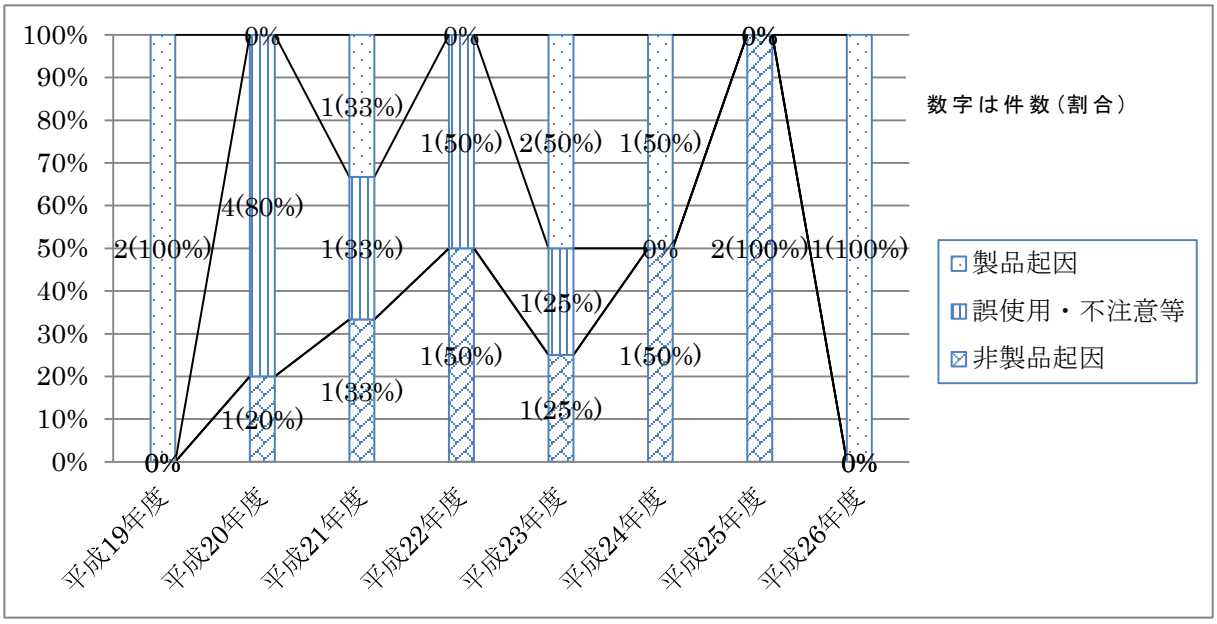

（参考）なべ・やかん事故の再発防止の取組

平成 26 年 4 月　NITE プレス「新生活スタート、台所用品などによる事故の防止」

３．リコール未対策品の重大製品事故の発生状況

（１）事業者の自主リコールの状況

平成２６年度に、事業者が製品交換・無償修理等を行う自主リコールを開始した件数は１１５件であった。平成１９年度以降、自主リコールの累計は１，０３６件となった。

＜各年度のリコール開始件数＞

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
重大事故契機	52	45	22	18	21	17	17
非重大事故契機	127	120	108	109	92	74	99
計	179	165	130	127	113	91	116

	平成26年度
重大事故契機	24
非重大事故契機	91
計	115

平成２６年度に、重大製品事故の発生を受けて自主リコールを実施した件数は２４件（電気製品１４件、その他の製品１０件）であった。平成１９年度以降、重大製品事故契機の自主リコールの累計は２１５件となった。

電気製品（１４件製品）
・ノートパソコン（ソニー株式会社）
・電気カーペット（パナソニック株式会社）
・電気ケトル（株式会社グループセブジャパン）
・コーヒーメーカー（株式会社カリタ）
・電気衣類乾燥機（三洋電機株式会社）
・ノートパソコン用バッテリーパック（パナソニック株式会社）
・レーザープリンター（富士ゼロックス株式会社）
・浴室暖房乾燥機（株式会社ハーマン）
・リチウム電池内蔵充電器（株式会社トップランド）
・エアコン（ダイキン工業株式会社）
・空気清浄機（ダイキン工業株式会社）
・ノートパソコン用バッテリーパック（株式会社フラット）
・加湿器（株式会社ミュージーコーポレーション）
・バッテリー用充電器（デンゲン株式会社）

その他の製品（１０製品）
・炭酸水製造機（株式会社ジョワイユ）
・セラミッククイックパン（アイリスオーヤマ株式会社）
・収納家具（株式会社鯉丸）
・耳かき（ピップ株式会社）
・電動車いす（アイシン精機株式会社）
・踏み台（コーナン商事株式会社）
・トーチバーナー（株式会社旭製作所）
・電動アシスト自転車用バッテリー（神田無線電機株式会社）
・自転車（株式会社モービック）
・椅子（入浴用）（株式会社コメリ）

（２）リコール未対策品による重大製品事故の発生状況

リコール開始後、事業者が製品の回収等を行っているにも係わらず、未回収・未修理等のリコール未対策品による重大製品事故が年間１００件以上発生しており、重大製品事故全体の１割を占めている。リコール未対策品に重大製品事故が発生した場合は、消費者庁が当該重大製品事故を公表する際に、リコールに関する特記事項を掲載して注意喚起を実施している。

＜リコール未対策品による重大製品事故の発生状況＞

製品名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
石油給湯機	42	29	24	29	11	14	15
石油ふろがま	2	9	8	1	7	5	6
石油ストーブ	0	1	4	11	9	5	2
電気こんろ	45	30	10	8	13	10	6
電子レンジ	8	16	14	17	8	10	8
電気ストーブ	5	8	9	11	10	8	8
エアコン	3	5	8	9	5	7	9
ガスふろがま	8	5	2	4	1	7	10
電気洗濯乾燥機	1	4	4	1	2	3	6
電気洗濯機	2	1	1	1	7	7	11
自転車用幼児座席	0	0	0	8	5	1	0
パソコン	1	2	2	0	0	2	2
その他	30	35	27	41	47	65	61
計	147	145	113	141	125	144	142

（注）上記件数は、リコールを開始する契機となった事故、リコール製品の対象型式ではあるが、調査を待たなければリコールと同一原因であるか判明しないものも含まれている。

＜リコール未対策品による重大製品事故の発生状況（続き）＞

製品名	平成26年度
石油給湯機	5
石油ふろがま	5
石油ストーブ	4
電気こんろ	8
電子レンジ	8
電気ストーブ	5
エアコン	9
ガスふろがま	5
電気洗濯乾燥機	3
電気洗濯機	5
自転車用幼児座席	0
パソコン	16
その他	49
計	122

（注）上記件数は、リコールを開始する契機となった事故、リコール製品の対象型式ではあるが、調査を待たなければリコールと同一原因であるか判明しないものも含まれている。

リコール未対策品の事故が、リコール開始の原因と同一の事故（リコール同一原因の事故）か否かの特定は、事業者の報告後の調査によって判明する。

平成１９年度以降、リコール未対策品による重大製品事故は、合計１，０７９件報告されているが、調査の結果、約８割にあたる８８５件がリコール同一原因の事故と判明し、残り２割はリコール同一原因ではなかった。

平成２６年度におけるリコール未対策品によるリコール同一原因の重大製品事故は７０件であった。

＜リコール未対策品によるリコール同一原因の重大製品事故発生状況＞

製品名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
石油給湯機	41	29	22	26	10	14	12
石油ふろがま	2	8	8	1	7	5	4
石油ストーブ	0	0	2	3	2	2	2
電気こんろ	29	28	10	8	12	9	6
電子レンジ	8	13	13	17	7	9	7
電気ストーブ	4	9	9	9	10	8	8
エアコン	1	3	8	9	3	5	9
ガスふろがま	8	5	2	4	1	7	10
電気洗濯乾燥機	1	3	2	1	0	2	5
電気洗濯機	3	1	2	3	6	6	11
自転車用幼児座席	0	0	0	4	6	0	0
パソコン	1	2	2	0	0	2	2
その他	24	33	25	35	30	43	52
計	122	134	105	120	94	112	128

製品名	平成26年度
石油給湯機	4
石油ふろがま	4
石油ストーブ	0
電気こんろ	8
電子レンジ	6
電気ストーブ	2
エアコン	7
ガスふろがま	5
電気洗濯乾燥機	2
電気洗濯機	3
自転車用幼児座席	0
パソコン	3
その他	26
計	70

（３）リコールフォローアップの実施状況

リコール未対策品による重大製品事故が発生した場合、経済産業省は事業者からリコール対策の取組状況を聴取し、効果的なリコール対策の検討等を指導するリコールフォローアップを実施している（注）。

（注）平成２５年２月に、リコール中のＴＤＫ製加湿器による火災で死亡事故が発生したこと、また、リコール中の製品で火災等の重大事故が再発している状況等を踏まえ、経済産業省は、重大事故報告制度が創設された平成１９年度以降に、リコール同一原因による重大製品事故が再発した１２７製品のうち、高齢者・子供用製品や重大製品事故が多発している製品等、２８製品について、各社の取組状況の点検を実施した。

この結果を踏まえ、同年４月２６日、経済産業省は消費者庁と連携して、リコール実施中に重大製品事故が再発した全ての製造・輸入事業者（９１社）に対し、製品特性や使用者層、使用地域等を踏まえた効果的な追加対策の検討を要請。同時に、販売事業者（３団体）に対しても、製造・輸入事業者からの要請に応じ、リコール情報を消費者に提供するよう協力を要請した。

（４）事業者のリコール追加対策の取組状況

平成２６年度にリコール未対策品によるリコール同一原因の重大製品事故が複数（２件以上）発生している１３製品（５０件）において、製造事業者等が実施したリコール追加対策の取組状況は、以下のとおり。

製品名、平成２６年度に発生した重大製品事故の件数

- 会社名
- リコール開始日
- 事故原因

【平成２６年度に実施した取組】

①　電気こんろ　８件（協議会を設立して対応）

- パナソニック株式会社、日立アプライアンス株式会社、三菱電機株式会社、富士工業株式会社
- 平成 19 年 7 月 4 日開始
- スイッチつまみに身体が当たるなどにより意図せず電源が入り、電気こんろの上に可燃物が置いてある場合に発火

【平成２６年度に実施した取組】

・消防会議への出席、情報提供

・主要都市消防各局、全国消防庁会への協力要請

・宅建協会へのチラシ配布、協力要請

・全国電機商業組合連合会へのチラシ配布

（参考）リコール同一機種事故発生件数推移

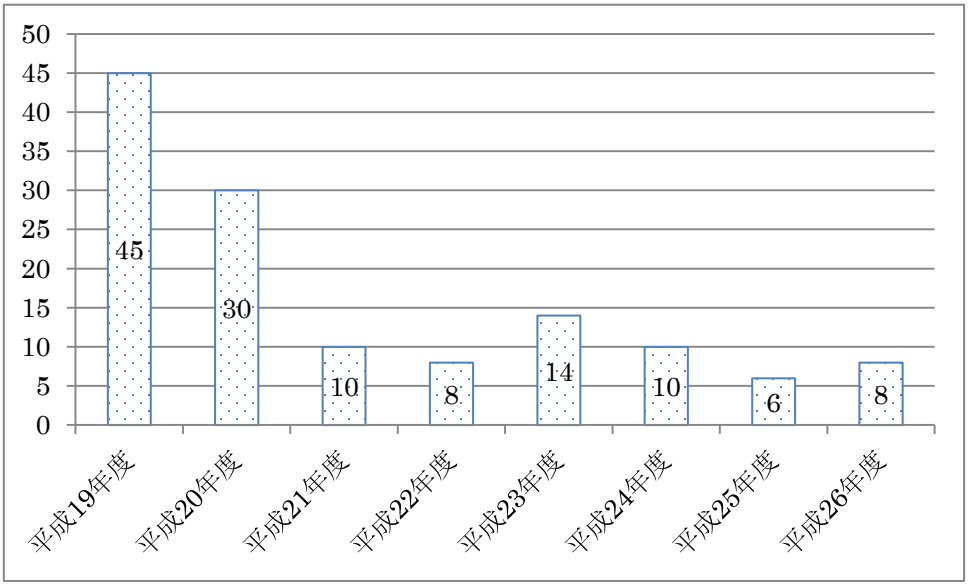

② 電気冷蔵庫 ５件

- ＬＧ ＥＲＥＣＴＲＯＮＩＣＳ ＪＡＰＡＮ株式会社
- 平成 20 年 12 月 16 日開始
- コンデンサの製造不良により、内部の酸化が進行し、規定以上の電気抵抗が生じて出火

【平成２６年度に実施した取組】

・全国紙及び地方紙への再社告

・販売店からユーザー情報を入手し電話連絡

・リサイクルセンターでの廃棄品捕捉

・リサイクルショップへの DM 送付

・全国電機商業組合連合会へのチラシ配布

③　スマートフォン用充電器　５件

- 株式会社トップランド
- 平成 26 年 7 月 8 日開始
- 製造不良により突然発煙、発火

【平成２６年度に実施した取組】

・プレスリリース

・ホームページ告知

・セブンイレブン店舗告知

・プリペイドカードの情報を活用した電話連絡

④　ガスふろがま（ガスふろがま用バーナー含む）　４件

- 株式会社世田谷製作所
- 平成 19 年 4 月 19 日開始
- 製品内の部品の設計の不具合により、ガバナ部のダイヤフラムに亀裂が生じてガスが漏れ、バーナーの火が引火して出火

【平成２６年度に実施した取組】

・ガス事業者より改めて顧客リストの提供を受けて設置場所のさらなる特定

⑤　石油ふろがま　４件

- 株式会社長府製作所
- 平成 19 年 7 月 27 日開始
- 点検用コネクター（空焚き防止装置を働かせないようにするもの）を修理・点検後に戻し忘れたため、空焚きとなった際に空焚き防止装置が作動せず出火

【平成２６年度に実施した取組】

・販売店向けへの周知

・新聞折り込みチラシ配布

・テレビＣＭ放映による周知

・情報提供料の設定

⑥　エアコン　４件

- 東芝キヤリア株式会社
- 平成 16 年 8 月 20 日開始
- ファンモーターのリード線接続部分に、エアコン洗浄液等の電気を通しやすい物質が付着・侵入したことに加え、製品内部で発生した結露がリード線接続部分に回りこんだことによって、トラッキング現象が生じ出火

【平成２６年度に実施した取組】

・リサイクルセンターでの捕捉
・エアコン修理事業者への注意喚起
・地方自治体広報誌、回覧板、タウン誌・情報誌での周知
・全国電機商業組合連合会へのチラシ配布

⑦　電子レンジ　４件

- 株式会社千石
- 平成 15 年 9 月 2 日開始
- ドアの開閉を検知するスイッチの製造不良により、接点部でスパークが発生し、出火

【平成２６年度に実施した取組】

・家電メーカーサービスマンによるチラシ配布
・テレビＣＭ放映による周知

⑧　ノートパソコン用バッテリーパック　３件

- パナソニック株式会社
- 平成 26 年 5 月 28 日開始
- バッテリーセルが異常発熱し、出火。

【平成２６年度に実施した取組】

・新聞社告
・プレスリリース
・ホームページ掲載
・新聞折り込みチラシ
・ウィンドウズアップデート時の交換プログラムページへの強制移行
・ヤフー等インターネットサイトへのバナー掲載
・タウンプラスによる DM 発送
・ビジネスホテルでの客室内 POP
・タクシー乗車時のティッシュ配布
・関連商品販売時のカード配布

⑨　電動アシスト自転車用バッテリー　３件

- 神田無線株式会社
- 平成 26 年 12 月 25 日開始
- 結露対策が不十分であったため、絶縁性能が低下、ショートし、出火

【平成２６年度に実施した取組】

・新聞社告

・プレスリリース

・ダイレクトメールの発送

・ホームページ掲載

⑩　石油給湯機　３件

- 株式会社ノーリツ
- 平成 14 年 10 月 24 日
- 製品内部のＯリングが長年の使用により劣化し灯油が製品内部に漏れて引火し出火

【平成２６年度に実施した取組】

・顧客リストによる架電・ＤＭ

・ポスター、チラシ配布

・石油商業組合、ガソリンスタンド、水道設備業者等への広報活動

・チラシポスティングの地域拡大

・自治会、町内会への補足活動(回覧板への掲載依頼)の地域拡大

⑪　電気洗濯機　３件

- ハイアールジャパンセールス株式会社
- 平成 22 年 11 月 12 日開始
- モーター用コンデンサーの製造工程において、異物が混入していたため、使用中に徐々に絶縁劣化を起こし出火

【平成２６年度に実施した取組】

・店頭告知による周知

・アフターサービス履歴を再精査して電話連絡による確認

・リサイクルショップへの周知

・全国電機商業組合連合会へのチラシ配布

⑫　電気洗濯乾燥機　２件

- 日立アプライアンス株式会社
- 平成 17 年 12 月 20 日開始
- 始動リレー（起動用電気部品）内のＰＴＣ素子（電流を制御する部品）の品質のばらつきにより発熱故障し、始動リレー内部で発煙・焼損。

【平成２６年度に実施した取組】

・顧客登録者（メール会員）へのメール配信

・修理エンジニア訪問時にチラシ配布

・消費者相談センターへチラシ配布

・当該製品関連用品へのチラシ同梱

⑬　電子レンジ　２件

- 小泉成器株式会社
- 平成 19 年 9 月 12 日開始
- マイクロスイッチの接点不具合により、使用中に発煙、発火

【平成２６年度に実施した取組】

・店頭告知による周知

・ホームページ掲載

・全国電機商業組合連合会へのチラシ配布

４．経年劣化対策（長期使用製品安全点検・表示制度）

平成１９年５月から平成２７年３月までに報告があった重大製品事故のうち、事故原因が経年劣化に起因する事故[注)]に関して、長期使用製品安全点検制度及び長期使用製品安全表示制度の対象品目について整理するとともに、対象品目以外の製品で経年劣化に起因する事故が発生している製品について整理を行った。

注）：経年劣化に起因する事故：設計・製造上の瑕疵がないにもかかわらず、 製品の長期使用に伴い製品の部品・材料が本来果たすべき機能を発揮できなくなった結果生じた事故。なお、抽出にあたっては、重大製品事故及び NITE 事故情報データベースの事故を品目ごとに集計してバスタブカーブ（事故率曲線）を求め、摩耗故障期に起こった重大製品事故について事故内容の精査を行う。

（１）点検制度の対象品目

① 屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用、ＬＰガス用）

平成２６年度の経年劣化起因の事故は報告されていない。調査状況に変化はなく、経年劣化事故の合計は９件である。製造から事故発生までの経過期間（以下「経過期間」という）１０年以上２０年未満に７件の事故が発生している。

② 屋内式ガスふろがま（都市ガス用、ＬＰガス用）

平成２６年度の経年劣化起因の事故は報告されていない。調査状況に変化は無く、経年劣化事故の合計は４件である。経過期間１５年以上３５年未満で事故が散見している。

③ 石油給湯機

平成２６年度の経年劣化起因の事故は１件発生した。平成２５年度以前の調査結果も加え、経年劣化事故の合計３４件となった。経過期間１０年以上３０年未満で３２件の事故が発生している。

④ 石油ふろがま

平成２６年度の経年劣化起因の事故は報告されていない。調査の結果、新たに平成２５年度に３件が経年劣化に起因する事故と判明し、経年劣化事故の合計は１３件となった。経過期間１５年以上４０年未満で事故が散見され、２５年以上３５年未満で９件の事故が発生している。

⑤ 密閉燃焼(FF)式石油温風暖房機

平成２６年度の経年劣化起因の事故は報告されていない。調査の結果、新たに平成２５年度に１件が経年劣化に起因する事故と判明した。経過期間１５年以上２０年未満での事故が発生している。

⑥ ビルトイン式電気食器洗機

平成２６年度の経年劣化起因の事故は報告されていない。調査の結果、新たに平成２４年に１件が経年劣化に起因する事故と判明し、経年劣化事故の合計は９件となった。経過期間１０年以上２５年未満で９件の事故が発生している。

⑦ 浴室用電気乾燥機

平成２６年度の経年劣化起因の事故は報告されていない。調査の結果、新たに平成２４年度、平成２５年度にそれぞれ１件が経年劣化に起因する事故と判明し、経年劣化事故の合計は２件となった。経過期間にはばらつきがある。

（２）表示制度の対象品目

① 扇風機

平成２６年度の経年劣化起因の事故は１件報告された。原因は３６年の使用によるコンデンサーの絶縁劣化であった。また、調査の結果、新たに平成２５年度に１３件が経年劣化に起因する事故と判明し、経年劣化事故の合計は９１件となった。経過期間３０年以上に事故が８２件発生している。

② エアコン

平成２６年度の経年劣化起因の事故は１件報告された。経年劣化事故の合計は２７件となった。経過期間１５年以上２０年未満で１２件、２０年以上４０年未満で１４件の事故が発生している。

③ 換気扇

平成２６年度の経年劣化起因の事故は報告されていない。調査の結果、新たに平成２５年度に４件が経年劣化に起因する事故と判明し、経年劣化事故の合計は２８件となった。経過期間３０年以上４０年未満で２０件の事故が発生している。

④ 電気洗濯機（乾燥装置を有するものを除く）

平成２６年度の経年劣化起因の事故は報告されていない。調査状況に変化はなく、経年劣化事故の合計は４件である。経過期間２０年以上３５年未満に事故が発生している。

⑤ テレビ（ブラウン管型）

平成２６年度の経年劣化起因の事故は報告されていない。調査状況に変化はなく、経年劣化事故の合計は２１件である。経過期間２０年以上２５年未満で１１件の事故が発生している。

（３）対象製品以外で注目する製品

① 屋外式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用、ＬＰガス用）

平成２６年度の経年劣化起因の事故は報告されていない。調査の結果、新たに平成２５年度、平成２４年度でそれぞれ１件が経年劣化による事故と判明し、経年劣化事故の合計は２３件となった。経過期間１５年以上２５年未満で１８件の事故が発生している。

② 屋外式ガスふろがま（都市ガス用、ＬＰガス用）

平成２６年度の経年劣化起因の事故は１件報告された。原因は２６年の使用によって熱交換器にススが堆積したため未燃ガスが発生し引火したものであった。平成２５年度以前の調査結果に変化は無く、経年劣化事故の合計は１２件となった。経過期間１０年以上で事故が発生している。

③ 電気冷蔵庫

平成２６年度の経年劣化起因の事故は報告されていない。調査状況に変化はなく、経年劣化事故の合計は２３件である。経過期間３０年以上３５年未満で１３件の事故が発生している。

④ 電子レンジ

平成２６年度の経年劣化起因の事故は報告されていない。調査状況に変化はなく、経年劣化事故の合計は１６件である。経過期間１５年以上２０年未満で１３件の事故が発生している。

⑤ 照明器具（蛍光灯器具）

平成２６年度の経年劣化起因の事故は４件報告されており、事故原因は、安定器の部品が絶縁劣化し火災に至ったもの、及びコンデンサーが絶縁劣化し短絡したため出火に至ったものであった。また、調査の結果、新たに平成２５年度以前に５件が経年劣化に起因する事故と判明し、経年劣化事故の合計は３６件となった。経過期間４０年までの製品で事故が拡散している。

⑥ インターホン

平成２６年度の経年劣化起因の事故は１件報告された。平成２５年度以前の調査結果では、経年劣化に起因しない事故と判明したものが１件あり、経年劣化事故の合計は１０件となった。経過期間１０年以上２５年未満の製品で７件の事故が発生している。

⑦ 温水洗浄便座

平成２６年度の経年劣化起因の事故は１件報告された。平成２５年度以前の調査結果では、経年劣化に起因しない事故と判明したものが１件あり、経年劣化事故の合計は１２件となった。経過期間１５年以上２５年未満の製品で事故が発生している。

（４）対象品目の見直し状況

現在、点検制度・表示制度の対象とされていない製品について、経年劣化に起因する重大製品事故の発生率（年平均）を計算したところ、すべての製品が１ｐｐｍ未満であったため、新たに対象品目として追加する製品はなかった。また、事故件数及び事故内容から、経年劣化の表示が必要と認められる製品はなかった。

今後も、経年劣化事故の分析等を踏まえつつ、必要に応じて、対象品目の追加等を検討する。

＜年度別経年劣化が原因とみられる事故の発生状況（５年間の推移）＞

	製品名	経年劣化事故発生年度						計
		H21 以前	H22	H23	H24	H25	H26	
点検制度	屋内式ガス瞬間湯沸器（TG 用・LPG	5	3	1				9
	屋内式ガスふろがま（TG 用・LPG	3			1			4
	石油給湯機	19	6	1	2	5	1	34
	石油ふろがま	6		1	3	3		13
	密閉燃焼(FF)式石油温風暖房機					1		1
	ビルトイン式電気食器洗機	2	2	2	2	1		9
	浴室用電気乾燥機				1	1		2
表示制度	扇風機	53	10	11	3	13	1	91
	エアコン（電気冷房機を含む）	14	6	2	2	2	1	27
	換気扇	15	3	3	3	4		28
	電気洗濯機（乾燥装置を有するもの除	1	2	1				4
	ブラウン管テレビ	18	2		1			21
その他の品目	屋外式ガス瞬間湯沸器（TG 用・LPG	10	7	2	1	3		23
	屋外式ガスふろがま（TG 用・LPG	7	1	3			1	12
	電気冷蔵庫	13	3	3	3	1		23
	電子レンジ	12	3			1		16
	照明器具（蛍光灯器具）	12	4	6	5	5	4	36
	インターホン	4	3	1		1	1	10
	温水洗浄便座	6	1	2	2		1	12

＜経過期間別の経年劣化が原因とみられる事故の発生状況＞

	製品名	経過期間								計
		10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上35年未満	35年以上40年未満	40年以上	
点検制度	屋内式ガス瞬間湯沸器(TG 用・LPG		3	4	2					9
	屋内式ガスふろがま(TG 用・LPG 用)			1	1	1	1			4
	石油給湯機		8	8	8	8	2			34
	石油ふろがま			2	1	4	5	1		13
	密閉燃焼(FF)式石油温風暖房機			1						1
	ビルトイン式電気食器洗機		4	4	1					9
	浴室用電気乾燥機			1			1			2
表示制度	扇風機		1	1	6	1	11	44	27	91
	エアコン(電気冷房機を含む)		3	9	3	3	6	2	1	27
	換気扇		2		3	2	9	11	1	28
	電気洗濯機(乾燥装置を有するものを				1	2	1			4
	ブラウン管テレビ		3	5	11	2				21
その他の品目	屋外式ガス瞬間湯沸器(TG 用・LPG		2	8	10	3				23
	屋外式ガスふろがま(TG 用・LPG 用)		4	2	3	2		1		12
	電気冷蔵庫			4	2	2	13	2		23
	電子レンジ		1	13	1		1			16
	蛍光灯器具	2	7	6	6	8	5	2		36
	インターホン		2	2	5			1		10
	温水洗浄便座			3	5	2	1		1	12

（５）点検制度の施行状況について

①　所有者情報の登録状況

所有者情報の登録件数は、平成２７年３月末で約５７４万件となり、前年同期に比して約１０８万件増加し、製造・輸入された特定保守製品の累計台数に対する登録率は約３７％、前年同期に比して約１％増加した。

機器別の所有者情報の登録状況は以下のとおり。

＜ガス機器＞

製造・輸入台数全体の約３０％を占めるガス機器の所有者情報の登録件数は、約１９７万件となり前年同期に比して約３０万件増加した。

＜石油機器＞

同じく全体の約２２％を占める石油機器の所有者情報の登録件数は、約１２９万件となり、前年同期に比して約２３万件増加した。

＜電気製品＞

同じく全体の約４８％を占める電気製品の所有者情報の登録件数は、約２４９万件となり、前年同期に比して約５６万件増加した。

＜平成２７年３月末現在の所有者情報の登録状況＞

		所有者情報登録累計件数（千件）（前年同期）	製造・輸入累計台数（千台）（前年同期）	登録率（前年同期）		26年度登録率
合　　計		5,741(4,657)	15,416(12,826)	37%	(36%)	42%
機器別	ガス機器	1,970(1,670)	4,629(3,948)	43%	(42%)	44%
	石油機器	1,285(1,056)	3,434(2,896)	37%	(37%)	42%
	電気製品	2,487(1,931)	7,352(5,982)	34%	(32%)	41%
品目別	屋内式ガス瞬間湯沸器(都)	925(784)	1,919(1,633)	48%	(48%)	49%
	屋内式ガス瞬間湯沸器(LP)	586(496)	1,778(1,511)	33%	(33%)	34%
	屋内式ガスふろがま(都)	388(330)	712(615)	54%	(54%)	59%
	屋内式ガスふろがま(LP)	72(61)	219(189)	33%	(32%)	35%
	石油給湯機	889(731)	2,197(1,854)	41%	(39%)	46%
	石油ふろがま	68(58)	187(162)	36%	(36%)	42%
	密閉燃焼式石油温風暖房機	328(267)	1,051(879)	31%	(30%)	36%
	ビルトイン式電気食器洗機	1,152(903)	3,243(2,670)	36%	(34%)	43%
	浴室用電気乾燥機	1,335(1,027)	4,109(3,312)	33%	(31%)	39%

平成２４年６月の「長期使用製品安全点検制度及び表示制度の解説（ガイドライン）」の見直し以降、各関係者において、順次、対策がとられているところであり、登録率は年々上昇傾向にある。

＜所有者情報の登録率の推移＞

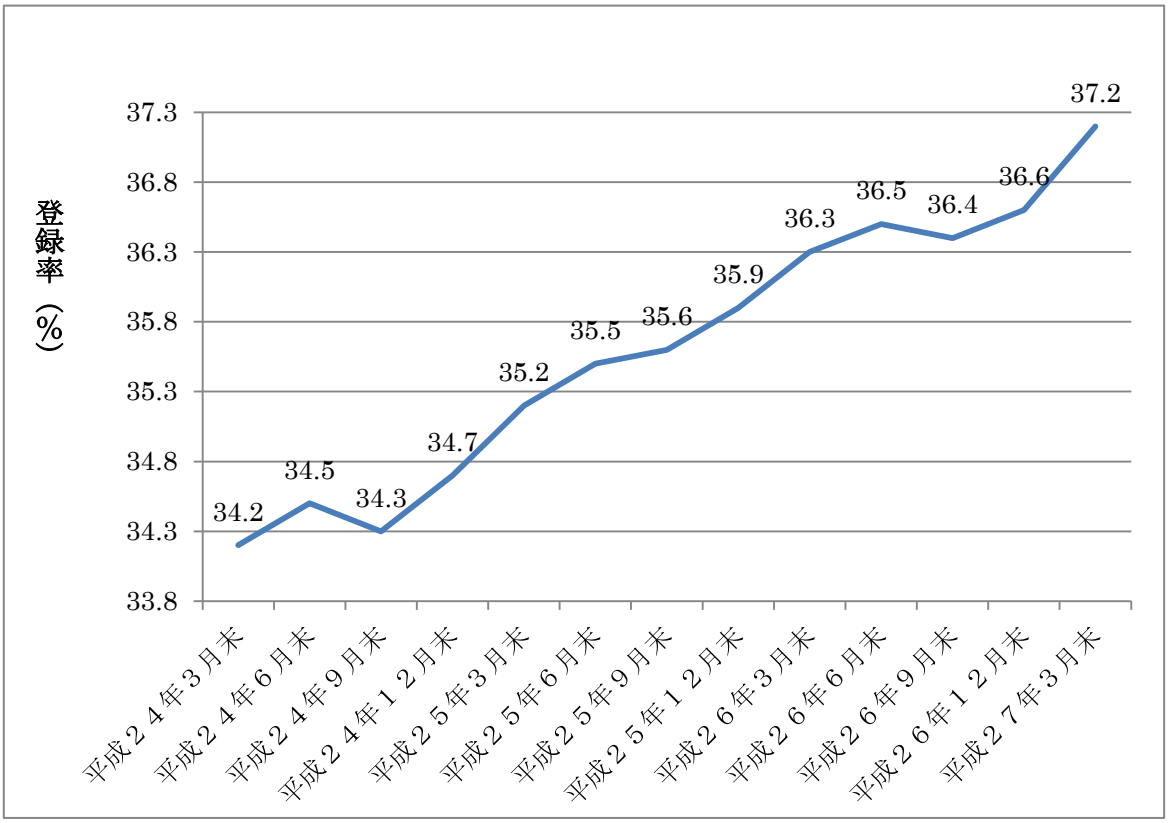

② 制度の一層の定着に向けた取組

a. 経済産業省における取組

〇平成２４年６月、ガイドラインの見直し（所有者票等への黄色系統の使用、所有者票の簡素化等の所有者票の改善、統一ロゴマークの設定、特定保守製品への点検時期お知らせ機能の搭載の推奨、販売事業者等の所有者情報の提供への協力）。

〇平成２４年７月、流通関係、不動産・建築関係を含む事業者団体等（約８０社・団体）へ文書を発出し、当該ガイドラインの改定内容の周知と協力を要請（併せて、特定製造事業者等に対し、特定保守製品への点検時期お知らせ機能の搭載を推進するよう要請）。

〇平成２４年９月、長期使用製品安全点検制度（以下、「点検制度」）の解説のためのリーフレット（事業者向け約１０万部、消費者向け約１５万部）等を作成し、特定保守製品取引事業者（販売事業者等）、関連事業者、消費者等に対し配布。

〇平成２６年度製品安全セミナーにおいて点検制度の概要説明及び消費者向けリーフレットを配布。関連事業者団体主催シンポジウム（１０月開催）の後援及びリーフレットの配布。

b. 関係工業会における取組

〇所要の業界ガイドラインの改定。

〇各種媒体・機会（ホームページ、講習会等）を通じた、点検制度に関する周知活動の展開。

〇ガス機器点検員資格制度（ガス点検員育成のための業界自主資格制度）における点検員用名刺への点検制度の統一ロゴマークを使用したシールの貼付。

〇所有者票代行記入の周知のためのチラシ（２１万部）を作成し、特定製造事業者等を通じて取引事業者に配布。

c. 特定製造事業者等における取組

〇各種媒体・機会（ホームページ、修理訪問時、商品説明会等）を通じた、点検制度に関する周知活動の展開。

〇所有者票、製品の取扱説明書、製品カタログ、自社ホームページ等における点検制度の統一ロゴマークの掲載。

〇特定保守製品への点検時期お知らせ機能の搭載。

〇所有者票登録率の向上のため、販売事業者等の取組みについて優良事例をチラシで取引先に配布。

〇所有者情報を登録した所有者に対し、メーカー保証期間の延長。

燃料機器（ガス・石油機器）、電気製品共に、平成２７年３月までに、主な特定製造事業者等のほとんどが黄色系統の所有者票等を使用している。

これらの結果、主な特定製造事業者等が各月に生産した特定保守製品のうち、所有者票等への黄色系統の使用、又は、所有者票の簡素化措置が講じられているものの割合を推計すると、下表のとおり。

＜主な特定製造事業者等における所有者票の改善対策の実施状況＞

改善対策	機器の種類	平成24年6月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
所有者票等への黄色系統の使用	燃焼機器	3割程度	8割程度	9割程度	9割程度
	電気製品	5割程度	8割程度	9割程度	9割程度
所有者票の簡素化	燃焼機器	ー	5割程度	9割程度	9割程度
	電気製品	1割程度	8割程度	9割程度	10割

③ 特定保守製品への点検時期お知らせ機能の搭載

点検制度を補完するものとして、経済産業省より、特定製造事業者等に対し、特定保守製品への点検時期お知らせ機能搭載の一層の推進を要請したところ、関係工業会では、自主基準を設け、当該機能を搭載した機器の普及を促進している。

＜小型湯沸器の点検時期お知らせ機能の表示イメージ＞

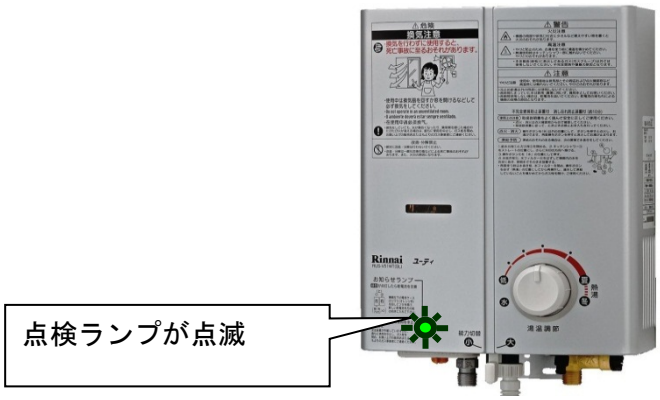

※使用回数や使用時間などにより、使用年数を推計し、使用時間が設計標準使用期間を過ぎると当該製品の表示部にランプを点滅させるなどして、所有者に対して点検時期の到来の目安を知らせる。メーカー等の点検員のみがリセットできるようにし、その際に、所有者に対し点検を促す。

平成２６年度に主な特定製造事業者等が生産した特定保守製品におけるお知らせ機能の搭載状況は以下のとおり。

＜ガス機器＞

屋内式ガス瞬間湯沸器（都・ＬＰ）、屋内式ガスふろがま（都・ＬＰ）とも、ほぼ全ての製品にお知らせ機能が搭載されている。

＜石油機器＞

関係工業会の自主基準によりガス機器、石油給湯機については平成２２年以降、機能の搭載が推進されており、石油給湯機については、平成２４年度から２割程度増加し７割程度の製品にお知らせ機能が搭載されている。また、季節商品であり夏場には取り外される（電源が抜かれる）密閉式石油温風暖房機は、平成２４年度の２割程度から９割程度と大幅に増加している。

石油ふろがまについては、関係工業会の自主基準により平成２４年以降、機能の搭載が推進されており、平成２６年４月より機能が搭載された製品の出荷が開始されていることから、５割程度に増加している。

＜電気製品＞

ビルトイン式電気食器洗機については、９割以上の製品にお知らせ機能が搭載されている。

浴室用電気乾燥機については、関係工業会により平成２４年に機能を搭載する場合の考え方が示されたこと等により平成２４年度から２割強増加し、７割程度の製品に搭載されている。

＜主な特定製造事業者等におけるお知らせ機能搭載率（平成２４、２５、２６年度生産分）＞

	２４年度 搭載率	２５年度 搭載率	２６年度 搭載率
屋内式ガス瞬間湯沸器（都）	**94%**	**94%**	**98%**
屋内式ガス瞬間湯沸器（LP）			
屋内式ガスふろがま（都）	**92%**	**89%**	**90%**
屋内式ガスふろがま（ＬＰ）			
石油給湯機	**52%**	**72%**	**74%**
石油ふろがま	**0%**	**0%**	**48%**
密閉式石油温風暖房機	**16%**	**66%**	**95%**
ビルトイン式電気食器洗機	**95%**	**95%**	**97%**
浴室用電気乾燥機	**43%**	**60%**	**69%**

（出所）（一社）日本ガス石油機器工業会、（一社）日本電機工業会調べ。

５．ＮＩＴＥの製品事故情報収集の状況

（１）平成２６年度の製品事故情報収集の概要

平成２６年度にＮＩＴＥが収集した製品事故情報（重大製品事故及び非重大製品事故の合計）は、２，９５５件であった（前年度比１，２７１件減少、３０．１%減）。

ＮＩＴＥは幅広く、様々な機関から事故情報を受け付けており、複数の機関（情報源）から通知・報告された情報のうち重複分５１３件を除いた製品事故情報は、２，４４２件で、品目別に前年度の件数と比較すると、増加した品目はなく、減少した品目は、乳幼児用品（６５９件減）、家庭用電気製品（１９２件減）であった。

＜ＮＩＴＥが収集した事故情報件数の推移＞

	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		件数増減	前年度比
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比		
家庭用電気製品	2,581	53.9%	2,580	56.9%	1,635	45.5%	1,669	39.5%	1,463	49.5%	-206	-12.3%
台所・食卓用品	80	1.7%	91	2.0%	178	5.0%	90	2.1%	80	2.7%	-10	-11.1%
燃焼器具	934	19.5%	985	21.7%	861	23.9%	1,156	27.4%	919	31.1%	-237	-20.5%
家具・住宅用品	422	8.8%	322	7.1%	255	7.1%	234	5.5%	149	5.0%	-85	-36.3%
乗物・乗物用品	271	5.7%	193	4.3%	112	3.1%	117	2.8%	97	3.3%	-20	-17.1%
身のまわり品	221	4.6%	214	4.7%	429	11.9%	190	4.5%	147	5.0%	-43	-22.6%
保健衛生用品	65	1.4%	22	0.5%	23	0.6%	21	0.5%	21	0.7%	0	0.0%
レジャー用品	90	1.9%	80	1.8%	60	1.7%	53	1.3%	51	1.7%	-2	-3.8%
乳幼児用品	92	1.9%	22	0.5%	14	0.4%	674	15.9%	16	0.5%	-658	-97.6%
繊維製品	32	0.7%	26	0.6%	28	0.8%	21	0.5%	11	0.4%	-10	-47.6%
その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%	1	0.0%	0	0.0%
合計	4,788	100.0%	4,535	100.0%	3,595	100.0%	4,226	100.0%	2,955	100.0%	-1271	-30.1%

注）・上記の数字は、同一事故について複数の機関（情報源）から重複して事故通知があった場合に、それぞれを１件として算出した受付件数である。ＮＩＴＥが収集した重大製品事故は１，１３９件、非重大製品事故は１，８１６件であった。
・前年度比は、±100%以上の場合、倍数標記とした。

＜ＮＩＴＥが収集した事故情報件数の推移（重複を除いたもの）＞

	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		件数増減	前年度比
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比		
家庭用電気製品	2,415	55.7%	2,421	59.8%	1,472	46.8%	1,485	40.6%	1,293	52.9%	-192	-12.9%
台所・食卓用品	80	1.8%	79	2.0%	177	5.6%	88	2.4%	75	3.1%	-13	-14.8%
燃焼器具	714	16.5%	729	18.0%	614	19.5%	801	21.9%	624	25.6%	-177	-22.1%
家具・住宅用品	397	9.2%	306	7.6%	243	7.7%	224	6.1%	135	5.5%	-89	-39.7%
乗物・乗物用品	246	5.7%	169	4.2%	101	3.2%	110	3.0%	90	3.7%	-20	-18.2%
身のまわり品	212	4.9%	201	5.0%	415	13.2%	185	5.1%	130	5.3%	-55	-29.7%
保健衛生用品	63	1.5%	20	0.5%	23	0.7%	20	0.5%	20	0.8%	0	0.0%
レジャー用品	87	2.0%	75	1.9%	57	1.8%	52	1.4%	48	2.0%	-4	-7.7%
乳幼児用品	90	2.1%	21	0.5%	14	0.4%	674	18.4%	15	0.6%	-659	-97.8%
繊維製品	31	0.7%	26	0.6%	26	0.8%	21	0.6%	11	0.5%	-10	-47.6%
その他		0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%	1	0.0%	0	0.0%
合計	4,335	100.0%	4,047	100.0%	3,142	100.0%	3,661	100.0%	2,442	100.0%	-1,219	-33.3%

注）・上記の数字は、同一事故について複数の機関（情報源）から重複して事故通知があった場合、同じ案件を１件として算出した受付件数である。ＮＩＴＥが収集した重大製品事故は８８８件、非重大製品事故は１，５５４件であった。
・前年度比は、±100%以上の場合、倍数標記とした。

品目別の構成比は、家庭用電気製品が５２．９%を占め、燃焼器具が２５．６%で上位２品目は大きな変動はなかったが、乳幼児用品は前年度の１８．４%から０．６%に減少した。これは、同一事業者から同一製品の事故情報がなかったことによる。

平成２６年度に、同一事業者から同一製品の事故情報がまとめて報告されたため、事故件数が増加した製品は次のとおり。

・スチームクリーナー（７６件、前年度との差７３件増）

・食器（４６件、前年度との差２件増）

一方、前年度に、同一事業者から同一製品の事故情報がまとめて報告されたが、平成２６年度は、事故の発生が大幅に減少したため、事故件数が減少した製品は次のとおり

・乳母車（３件、前年度との差６５８件減）

・ＡＣアダプター（１０７件、前年度との差６３件減）

・電気アイロン（７件、前年度との差９２件減）

事故情報の情報源別件数は、事業者からの報告が最も多く（１，０７５件）、情報源別の構成比は３６%で、前年度と比較すると１，１２７件減少した。また、消費生活センターからの通知は、減少しており、平成２６年度は３０９件であった。

＜ＮＩＴＥが収集した事故情報件数の情報源の推移＞

情報提供元（報告者／通知者）		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		件数増減	前年度比
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比		
製造事業者等		2,476	51.7%	2,307	50.9%	1,479	41.1%	2,202	52.1%	1,075	36.4%	-1,127	-51.2%
自治体等		279	5.8%	260	5.7%	279	7.8%	323	7.6%	338	11.4%	15	4.6%
消費生活センター等		668	14.0%	529	11.7%	503	14.0%	443	10.5%	309	10.5%	-134	-30.2%
国の機関	重大製品事故	1,121	23.4%	1,164	25.7%	1,061	29.5%	962	22.8%	888	30.1%	-74	-7.7%
	その他	217	4.5%	251	5.5%	190	5.3%	278	6.6%	315	10.7%	37	13.3%
消費者及び消費者団体等		1	0.0%	1	0.0%	0	0.0%	2	0.0%	2	0.1%	0	0.0%
その他		18	0.4%	20	0.4%	82	2.3%	14	0.3%	26	0.9%	12	85.7%
小計		4,780	99.8%	4,532	99.9%	3,594	100%	4,224	100%	2,953	99.9%	-1,271	-30.1%
新聞情報等		8	0.2%	3	0.1%	1	0.0%	2	0.0%	2	0.1%	0	0.0%
合計		4,788	100%	4,535	100%	3,595	100%	4,226	100%	2,955	100%	-1,271	-30.1%

注）「製造事業者等」とは、製造、輸入、販売、公益事業者、業界団体をいう。「自治体等」には、消防、警察を含む。「国の機関」のうち、「その他」とは、ガス事業法等に基づき、国に報告されたもの等を含む。「その他」とは、病院や施設等からの通知をいう。

（２）平成２６年度の事故情報上位品目

平成２６年度事故情報の上位製品となったＡＣアダプター及びスチームクリーナーについては、社告に繋がる事故がまとめて報告されたことによる。電気ストーブ及び石油ストーブについては年々減少している。

＜ＮＩＴＥが収集した事故情報上位品目の件数の推移＞

製　　品	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度	件数増減	前年度比
ガスふろがま（ガス給湯機付含）	211	184	146	236	319	291	281	267	-14	-5.0%
ガス給湯機	114	93	77	121	134	124	395	261	-134	-33.9%
ガスこんろ	637	316	181	164	136	116	110	119	9	8.2%
ＡＣアダプター	37	95	28	75	523	79	175	113	-62	-35.4%
エアコン	142	147	103	133	94	99	109	79	-30	-27.5%
ｽﾁｰﾑｸﾘｰﾅｰ	1	15	5	14	8	4	3	76	73	24.3 倍
自転車	51	73	112	126	95	56	73	68	-5	-6.8%
電気ストーブ	401	258	171	106	110	187	128	67	-61	-47.7%
照明器具	42	60	43	35	55	27	27	63	36	1.33 倍
石油ストーブ	276	145	91	68	100	81	75	60	-15	-20.0%

注）・前年度比は、±100%以上の場合、倍数標記とした。

（３）非重大製品事故情報の活用状況

非重大製品事故情報は、重大製品事故報告とともに、経済産業省、消費者庁、ＮＩＴＥの３者で定期的に安全対策の検討を行い、事故の再発防止、未然防止に活用している。事故情報が、事業者の自主リコールや注意喚起に繋がった事例は、以下のとおり。

＜事例１：消費生活センターからの通知＞電気カーペットを使用中、コントローラー付近から発煙して拡大被害を生じる事故を発端に同種事故の報告をＮＩＴＥに行い、注意喚起を実施。

＜事例２：消費生活センターからの通知＞鉛筆削り機内部の導電部が保護されておらず隙間があるため、折れた鉛筆の芯が導電部に入り込んで異極間に挟まり、短絡電流が流れて赤熱し、焼損した事故を発端に製品の回収を実施。

＜事例３：公益事業者からの通知＞「エコ」をうたったフライパンの底面（加熱炎側）が突起状の波形フィン構造であったため、ガスの燃焼に必要な空気が十分に供給されず、不完全燃焼が発生し、ＣＯ警報器の鳴動した事故を発端に製品の回収を実施。

（４）ＮＩＴＥにおける製品事故の未然防止対策の取組状況

ＮＩＴＥが実施している従来の再発防止業務に加え、平成２５年度に製品事故の未然防止対策を検討する「製品リスク評価課」がＮＩＴＥ製品安全センター内に設置され、事故のリスク分析や製品横断的な分析を行い、類似事故からの未然防止策の水平展開、非重大製品事故と重大製品事故の因果関係分析、危害シナリオの作成等を実施し、製造事業者や輸入販売事業者が製品の安全設計を実現するために重要な観点を整理した「製品事故１００選」を作成。

また、平成２５年度に設置された製品リスク評価課では、平成２６年度も引き続き、昨今の輸入製品による事故の増加に対応するため、海外情報の収集・分析や国際連携業務も実施した。

Ⅱ章　製品事故の未然防止・再発防止のための対策

１．経済産業省の取組

（１）製品事故の再発防止に向けた取組

リコール台数が多く、リコール未対策品の事故が再発している製品を紹介したリコールチラシを作成し、文部科学省、消防庁、厚生労働省及び全国電機商業組合連合会と協力し、各省庁及び団体に関係がある機関に配布した。

（２）重大製品事故調査の充実に向けた取組

重大製品事故報告・公表制度により報告された重大製品事故については、経済産業省の指示により、ＮＩＴＥが原因究明のための技術調査を実施している。技術調査の結果は、リコール指導、規制強化、注意喚起等を行う際の貴重な情報として活用している。

平成２３年度にＮＩＴＥに対して、外部専門家の積極的活用による調査体制の強化、リスク評価による優先的な調査、調査プロセスの進行管理の徹底、消防との連携体制の強化等の要請を行い、調査の迅速化等に取り組んでいる。

① ＮＩＴＥによる重大製品事故調査の状況

平成２６年度に経済産業省からＮＩＴＥに調査を指示した重大製品事故の調査終了までに要した日数の平均は７９日であった。

なお、調査期間が６ヶ月を超過したものが２８件あり、このうち、他機関や事業者による調査に時間を要したものが１７件、ＮＩＴＥの調査に時間を要したものが７件あった。

＜重大製品事故の調査日数＞

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
平均調査日数	７４日	７９日	６９日	７３日	７９日	７９日

② 消防機関との連携

消防機関が把握している製品火災の情報や原因究明結果等を迅速かつ有効に活用し、消防機関とＮＩＴＥとの連携及び情報共有の促進を図るため、平成２３年６月２３日付けで、経済産業省からＮＩＴＥ、消防庁から各消防署に対して、製品火災に関する情報提供の方法、連携スキーム、連携窓口の設置等を内容とする文書を発出し、連携強化を行った。

ＮＩＴＥでは、製品火災事故の事例研究会等を開催し技術的な意見交換を行いつつＮＩＴＥの業務説明及び情報共有の依頼を行った。また、全国の消防機関への訪問やＮＩＴＥと消防機関との合同調査の機会を捕まえて、更なる情報共有を依頼する等の連携強化を行った。なお、ＮＩＴＥと消防との合同調査が２９９件実施された。

２．事業者等の自主的取組

（１）関係事業者団体等による注意喚起等

① 家電製品のリコールの注意喚起について【経済産業省後援】

家電製品による火災事故の未然防止ため、平成２６年７月、全国電機商業組合連合会が行う高齢者宅訪問事業のためにリコール製品を記入したリーフレットを作成し、団体加盟各社への配布を行った。

② 長期使用製品の注意喚起について【経済産業省後援】

長期使用製品による事故の未然防止及び長期使用製品安全点検制度の普及のため、平成２６年７月、一般社団法人リビングアメニティ協会が執り行う住宅部品点検の日シンポジウムに対して後援を行い、会場で長期使用製品安全点検制度に関するリーフレットを配布し、情報提供を行った。

（２） 関係事業者との連携による製品安全対策の推進

①オークション・ショッピングサイト運営事業者との協力体制の構築

製品安全関連四法の遵守については、地方経済産業局、地方自治体及びＮＩＴＥと連携し、立入検査等を実施しているが、近年インターネットオークションやショッピングの急速な拡大に伴い、法令違反が疑われる製品のネット上での販売が増加。このため、平成２４年６月に、ネット運営事業者（ヤフー、楽天、ＤｅＮＡ）、平成２５年８月に Amazon.co.jp と協力体制を構築し、インターネット上での違反対応を実施している。

②流通事業者団体との協力体制の構築

リコールの実効性を確保していくためには、リコール情報を消費者に届けることが重要であり、消費者に近い位置にある販売事業者の役割が期待されている。リコール情報の提供等について、平成２４年５月以降、大手家電流通懇談会（現大手家電流通協会）、全国電機商業組合連合会（中小家電）、日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会と協力体制を構築した。

平成２５年度には、日本通信販売協会、日本福祉用具・生活支援用具協会、日本福祉用具供給協会、Amazon.co.jp、日本リユース機構、ジャパン・リサイクル・アソシエーション、日本チェーンストア協会と新たに協力体制を構築した。

（３） 事業者による自主的取組の促進

① 事業者のリコールの実施を支援

事業者がリコールを実施するにあたっての基本的な考え方や手順等を示した「リコールハンドブック」を策定し公表した（平成１９年１１月）。平成２２年５月には、リコールハンドブックを改定してアフターリコール対策を充実させた。また、平成２３年度には、リコールやア

フターリコールに関する事例集を作成した。平成２４年度は、ハンドブックの紹介リーフレットや主要事項を抽出した手引きを作成し、事業者向けセミナー等で配布。平成２５年度には、当該手引きを経済産業省ホームページにおいて公表した（平成２５年７月）。

平成２７年度は、「リコールハンドブック」の改訂に向けた検討を予定している。

② リスクアセスメントの普及・促進

製品事故を未然に防止するため、事業者が製品の設計・開発・製造段階で、リスクの把握と評価を行うリスクアセスメントの考え方を示した「ハンドブック【第一版】（平成２２年５月）」「ハンドブック【実務編】（平成２３年６月）」を策定・公表し、事業者への普及を図っている。平成２４年度には、ハンドブックの紹介リーフレットや重要なポイントを抽出した手引きを作成し、事業者向けセミナー等で配布。平成２５年度には、当該手引きを経済産業省ホームページにおいて公表している（平成２５年７月）。

③ 事業者の製品安全に関する自主的な取組の促進

事業者の製品安全に関する自主的な取組を促進するため、製品安全に関する「推奨事項」「取組事例」等を取りまとめた「製品安全に関する事業者ハンドブック」を作成・公表（平成２４年６月）。平成２４年度は、ハンドブックの紹介リーフレットや主要事項を抽出した手引きを作成し、事業者向けセミナー等で配布。平成２５年度には、当該手引きを経済産業省ホームページにおいて公表している（平成２５年７月）。

④ 流通事業者の製品安全に関する自主的な取組の促進

流通事業者の製品安全に関する自主的な取組を促進するため、流通事業者の取組を「安全原則」と「共通指針」として取りまとめた「製品安全に関する流通事業者向けガイド」及び「ガイドの解説」を作成・公表した（平成２５年７月）。平成２５年度は、事業者向けセミナー等でガイドの周知を図った。また、ガイドの内容を参考として、以下の事業者団体がそれぞれの特色を踏まえ、主導的に個別ガイドブックを作成・公表した際には、全面的に支援し、経済産業省ホームページにおいても同時公表した（平成２６年４月）。平成２６年度は、事業者セミナー等でガイドを周知するとともに、流通事業者等のバイヤーがより安全な製品を調達する際のチェックリストを作成した。

・中小家電販売事業者向け製品安全に関するガイドブック（全国電機商業組合連合会）

・通信販売業向け製品安全に関するガイドブック（公益社団法人日本通信販売協会）

・ホームセンター業向け製品安全に関するガイドブック（一般社団法人 日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会）

⑤ 製品安全に係る人材育成

サプライチェーン全体で製品安全文化を醸成・普及させていくため、製品安全の実務を行う企業内人材に必要なコンピテンシー（経験・機能）の検討を実施した。平成２７年２月には、

初級・中級者を対象にした、製品安全に関する基礎的な内容のモデル研修を開発・実施。３日間で延べ約３００人が参加し、全課程を修了した７２名に対し、修了証を発行。

⑥ 製品安全対策優良企業表彰

平成１９年度から製品安全対策優良企業表彰を実施し、製品安全に対して積極的に取り組む事業者を表彰している。受賞企業における製品安全への好取組事例については、パンフレットの作成や、表彰制度ウェブサイトへの掲載等を通じて紹介を行っている。なお、本制度の創設以降、８７企業、５団体が受賞した。

【平成２６年度製品安全対策優良企業表彰受賞企業】

＜大企業　製造事業者・輸入事業者部門＞

経済産業大臣賞	ＹＫＫ　ＡＰ株式会社
商務流通保安審議官賞	株式会社ニトリホールディングス
優良賞	株式会社バンダイナムコゲームス
	ヤマト インターナショナル株式会社
	株式会社ＬＩＸＩＬ

＜大企業　小売販売事業者部門＞

優良賞	ジュピターショップチャンネル株式会社
	株式会社ベルーナ

＜中小企業　業製造事業者・輸入事業者部門＞

経済産業大臣賞	アキュフェーズ株式会社
商務流通保安審議官賞	気高電機株式会社
優良賞	株式会社エンジニア
	フジイコーポレーション株式会社

＜中小企業　小売販売事業者部門＞

経済産業大臣賞	株式会社ダイワ
商務流通保安審議官賞	株式会社カイノ電器

＜特別賞＞

カイハラ産業株式会社
地方独立行政法人東京都産業技術研究センター
ヤマトマルチメンテナンスソリューションズ
株式会社株式会社ＵＬ　Ｊａｐａｎ

３．消費者に対する注意喚起

（１） ＮＩＴＥの定期プレス公表による注意喚起

重大製品事故報告や、非重大製品事故情報の調査結果等を踏まえ、事故防止の観点から、毎月ＮＩＴＥがプレス公表を実施し、消費者に注意喚起を行っている。ＮＩＴＥが提供した事故情報や事故の再現映像等は、マスメディアを通じて広く報道されており、平成２６年度は、新聞に９０回、テレビに１８２回取り上げられた。

＜平成２６年度に実施したＮＩＴＥの定期プレス公表＞

平成２６年
４月２４日　新生活スタート、台所用品などによる事故の防止
５月２９日　アウトドアにおける製品事故の防止について
６月２６日　エアコン及び扇風機による事故の防止について
７月２４日　スマートフォン等の充電用コネクターによる事故の防止について
８月２８日　洗濯機による事故の防止について
９月１２日　電動車いす及び介護ベッド等による高齢者の事故の防止について
１０月２３日　長期使用製品安全点検制度対象製品の経年劣化による事故の防止について
１１月２７日　ガス･石油暖房機器による事故の防止について
１２月２５日　電気暖房機器やゆたんぽ、カイロ等による事故の防止について

平成２７年
１月２９日　電源プラグ・コード及び配線器具による事故の防止について
２月２６日　震災発生時の製品事故の防止
３月２６日　エコ等をうたったフライパン、釜等による一酸化炭素中毒の防止
３月２６日　電源コード及び配線器具による事故の防止について
３月３１日　灯油の保管と石油ストーブのしまい方について

（２）広報資料・リーフレット等の作成・配布による注意喚起

ＮＩＴＥは、「流通事業者が担う製品安全」を特集した「生活安全ジャーナル」（ウェブ版）を発行した（平成２６年７月）。約４０万のアクセスがあり、経済産業省主催の講座でも資料として活用された。また、新たに「子供」、「高齢者」の事故防止を含む注意喚起リーフレット（５テーマ）を作成し、関係機関に送付した。社告・リコールリーフレット（２種類）、ミニポスター（９種類）についてもホームページに掲載した。

経済産業省は、文部科学省、消防庁、厚生労働省及び全国電機商業組合連合会と協力し、各省庁及び団体に関係がある機関に対するリコール情報チラシを作成し、配布した。

（３）製品安全セミナー、製品安全総点検週間における周知

製品事故情報や安全な製品の使用方法等について周知する消費者向けの「製品安全セミナー」を毎年全国で開催しており、平成２６年度は、全国１３ヶ所でセミナーを開催した。平成２６年度末までの開催実績は計１１０回、参加延べ人数は約２１，６００人となった。

また、毎年１１月の１週間を「製品安全総点検週間」として、各経済産業局及びＮＩＴＥと連携し、全国規模で製品安全の重要性を周知する活動を実施しており、平成２６年度は、１１月２０日に「第９回製品安全総点検セミナー」を開催して、製品安全対策優良企業の表彰式を行うとともに、製品安全に関する有識者による講演を行った。

（４）政府広報等を活用した注意喚起

経済産業省では、内閣府の政府広報ツールを活用し、インターネットＴＶやラジオ、モバイル携帯端末などの様々な媒体を通じて、季節ごとに発生しやすい製品の事故や個別製品の事故に関する注意喚起を実施している。

＜平成２６年度に政府広報等を活用して実施した注意喚起＞

平成２６年
４月１日～６日　モバイル携帯端末「THE　NEWS」新生活の事故防止
５月１５日　政府インターネットテレビ「くらしの安全・安心」電源プラグの事故防止
６月　音声ＣＤ「明日への声」電源プラグの事故防止（トラッキング現象）
７月７日～１３日　モバイル携帯端末「THE　NEWS」経年劣化の事故防止
７月２１日～２７日　インターネットテキスト広告掲載　夏のレジャーの危険性
９月２９日　政府広報オンライン「お役立ち記事」福祉用具の事故防止
１０月２４日　インターネット TV「くらしの安全・安心」子どもの事故防止

平成２７年
１月１２日～１８日　インターネットテキスト広告(Yahoo!)電源プラグの事故防止
（トラッキング現象）
１月２６日～２月１日　インターネットテキスト広告(Trend Match)USB 等の事故防止
１月３１日、２月１日　政府広報ラジオ番組「Weekly ニッポン!!」（６０秒お知らせ）
USB 等の事故防止
２月　インターネット TV「くらしの安全・安心」長期使用製品安全点検・表示制度
２月１６日～２２日　インターネットテキスト広告(YOMIURI ONLINE)経年劣化の事故防止
３月３日～９日　モバイル携帯端末「THE　NEWS」引っ越しシーズンの事故防止

（５）消費者教育（小学校高学年向け）

小学校高学年を対象にして、製品安全を確保するための、製造事業者、販売事業者、使用者のそれぞれの役割や、安全を示すマークの意味などを学ぶための教材を開発した。２７年度は教材の普及を図るべく、各教育委員会や消費者団体等への働きかけを実施する予定。

４．国際連携の状況

（１）国際的な枠組みでの取組

平成２２年４月、ＯＥＣＤ・消費者政策委員会の下にワーキングパーティが設置され、各国のリコール情報を単一のウェブサイトに集約する等の検討が開始された。データフォーマット、使用言語、用語の整合性等の検討が行われ、平成２４年１０月１９日、英語を使用言語とする米国、カナダ、ヨーロッパ、オーストラリアが、各国の製品リコールの最新情報を英語で提供するグローバルリコールポータルサイトを立ち上げた。今後は多言語に対応したシステムに拡大する方向で検討が行われており、消費者庁において平成２６年度中にグローバルリコールポータルサイトにリコール情報の提供を開始した。平成２７年度には、ＯＥＣＤ・製品安全作業部会において、オンラインでの製品の取引に関する議論が開始される予定。

（２）多国間の枠組みでの取組

平成２７年２月にオーランドで開催されたＩＣＰＨＳＯ（国際消費者製品健康安全機関）総会では、ＮＩＴＥから、流通事業者との連携によるリコールの効果的な実施等について、日本の取組状況を説明した。

（３）中国との取組

平成１９年４月、経済産業省と中国ＡＱＳＩＱ（国家質量監督検験検疫総局）との間で、製品安全の協力関係を構築する覚書を大臣級で締結し、これに基づき、毎年、定期協議を開催している。平成２４年度は、第５回定期協議の合意に基づき、７月に日本の製品安全関連法に係る中国の事業者向けセミナーを開催（於、中国）。平成２４年１０月には中国政府職員向け製品安全研修（於、日本）、１１月には第６回定期協議（於、日本）の開催を予定していたが、中国側から延長の申し入れがあり、現在は全ての協力事業がストップしている。

（４）米国との取組

平成１８年１１月、経済産業省及びＮＩＴＥ、ＣＰＳＣ（消費者製品安全委員会）の三者間で、協力ガイドラインを締結した。平成２４年２月のＩＣＰＨＳＯ年次総会が開催された際にＮＩＴＥ理事長とＣＰＳＣ委員長が会談し、今後の協力について確認等を行った。また、ＣＰＳＣから得た米国リコール情報に基づき、日本国内での販売事業者が確認された製品にはリコール等の再発防止の取組の指導を実施している。平成２４年７月には、ＣＰＳＣが日本を訪問し、経済産業省とガスこんろやライターの安全規制について意見交換を実施するとともに、(財)ガス機器検査協会や産業技術総合研究所と意見交換を行った。

平成２５年９月にもＣＰＳＣが日本を訪問し、経済産業省と意見交換を実施するとともに、ライターの安全規制について産業技術総合研究所等と意見交換を行った。